



美浜区のシンボルマーク

第2期

# 美浜区地域福祉計画

計画期間 平成23~26年度

基本目標

みんなが主役! まちこころ豊かな美浜づくり

平成23年3月

千葉市

## 第2期 美浜区地域福祉計画発刊にあたって

今日、地域社会においては、少子高齢化、核家族化、都市化の進展に伴い、地域の住民同士のつながりが希薄化し、ひとり暮らしの高齢者の増加や子育て世代の孤立などのさまざまな課題が生じています。

そのため、地域の住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って共に支え合い、助け合うという共に生きるまちづくりが必要となっています。

このような状況のなか、社会福祉法が改正され、住民がお互いを支え合い、助け合う地域福祉の推進を目的に、市町村地域福祉計画の策定について明文化されました。当区においても、地域の代表の方々により、地域の生活上の課題とその解決策について議論をいただき、平成18年3月に「美浜区地域福祉計画（第1期）」を策定いたしました。

この計画も計画期間が平成23年3月31日で終了することから、このたび、第1期計画の基本理念である「みんなが主役！こころ豊かな美浜区づくり」を継承したうえで計画の見直しを行い「第2期美浜区地域福祉計画」を策定しました。

この基本理念のもと、地域住民が共に助け合い、地域の誰もが安心して充実した生活を送ることのできる美浜区をめざし、地域の生活課題に、地域の住民、地域の団体、事業者、NPO、関係機関、行政、それぞれの立場で何ができるのか共に手を携え、地域の支え合いの輪を広げて取り組んでまいりたいと存じます。

おわりに、計画の策定に当たりご尽力を賜りました美浜区地域福祉計画推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力を賜りました区民の方々および関係機関や団体の皆様には心から感謝申し上げます。

美浜区長

## 美浜区地域福祉計画は身近な支え合い

平成23年度～26年度の第2期・「美浜区地域福祉計画」は、前回の5ヶ年計画をより身近な課題に見直し「取組項目」を27項目に絞り込みました。(美浜区地域福祉計画推進協議会)

日々の生活を安心して楽しく過ごすことが人生を豊かにいたします。それには“遠くの親戚より近くの他人”のことわざにありますように、身近な人たちが挨拶をすることから交流する機会を多くつくり、気配りをとおして身近な支え合いによって安心したくらしのできる地域環境を築くことができます。

これらの環境づくりのために「美浜区地域福祉計画」は、4つの基本方針によって「取組項目」をまとめました。

基本方針Ⅰ・市民主体による協働のまちづくり。

基本方針Ⅱ・必要な情報が、いつでも得られ相談できる仕組みづくり。

基本方針Ⅲ・誰もが暮らしやすい環境づくり。

基本方針Ⅳ・福祉を支える仕組み（活用）と人づくり。

この「取組項目」の一部は、すでに取り組みられている地域もあることと推察します。これから取り組もうとする地域では、活動している地域をモデルにして、より良い組織活動ができると思います。

地域の中で、「取組項目」に既往の組織で取り組んで活動する場合も、これから新たな組織で活動する場合もともに、地域の皆さんの積極的な支援を頂くことをお願いします。

また、それぞれの地域には、自治会組織や社会福祉協議会地区部会等の組織がありますが、規模が小さいサークル活動グループやボランティア活動を目的にしたグループもあります。それらが交流し連携することで地域福祉推進にとって素晴らしい社会環境を築くこともできると思います。

最後に、「美浜区地域福祉計画推進協議会」は美浜区の広範囲の有識者などの委員によって構成し「美浜区地域福祉計画」関連課題の情報交換をとおして地域福祉計画を推進しております。

美浜区地域福祉計画推進協議会

委員長 飯野勝衛

# 目 次

## I 章 計画の基本的な考え方

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 計画策定の背景と目的     | 6  |
| 2 | 市計画と区計画および計画期間 | 7  |
| 3 | 美浜区の概況         | 9  |
| 4 | 計画の基本目標        | 11 |

## II 章 計画見直しの概要

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 見直しの目的と方法      | 14 |
| 2 | 第1期計画の進捗状況     | 15 |
| 3 | 第1期計画の課題と今後の取組 | 16 |
| 4 | 見直しの結果         | 17 |

## III 章 基本目標と基本方針及びその取組み

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 基本目標と基本方針                       | 20 |
| 2 | 計画の体系                           | 21 |
| 3 | 基本方針と取組み                        |    |
|   | 基本方針1 市民主体による協働のまちづくり           | 23 |
|   | 基本方針2 必要な情報が、いつでも得られ相談できる仕組みづくり | 36 |
|   | 基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり            | 43 |
|   | 基本方針4 福祉を支える仕組み（活用）と人づくり        | 55 |

## IV 章 計画推進に向けて

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 協働による推進（地域の住民、諸団体の連携）           | 68 |
| 2 | 区地域福祉計画推進協議会の役割について             | 68 |
| 3 | 広報・PRについて                       | 68 |
| 4 | 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との連携による地域福祉の推進 | 69 |
| 5 | その他、推進に向けてのポイント                 | 69 |

## 資料編

- ・美浜区地域福祉計画推進協議会設置要綱
- ・平成22年度美浜区地域福祉計画推進協議会委員名簿
- ・町丁別人口—高齢化率順—
- ・高齢者や障害者等の状況
- ・地域福祉に関するインターネットモニターアンケート調査結果
- ・パブリックコメントの実施
- ・今後の取組一覧表

# I 章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化しており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民の誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。

今後、増大すると予測される生活課題に、行政にはよりきめ細やかな保健福祉サービスが求められますが、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（社協地区部会）、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等が行政と適切な役割分担のもとに連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

行政と市民が共に手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるように、地域社会を基盤とする福祉を築きあげることが重要です。

地域福祉計画は、このような地域福祉を推進することを目的とするもので、平成12年6月の社会福祉法の改正により規定された計画（社会福祉法107条）です。

「住民参加の必要性」、「共に生きる社会づくり」、「福祉文化の創造」などを基本的理念として、地域福祉を総合的に推進する上での大きな柱になるものです。

### 社会福祉法（抄）

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

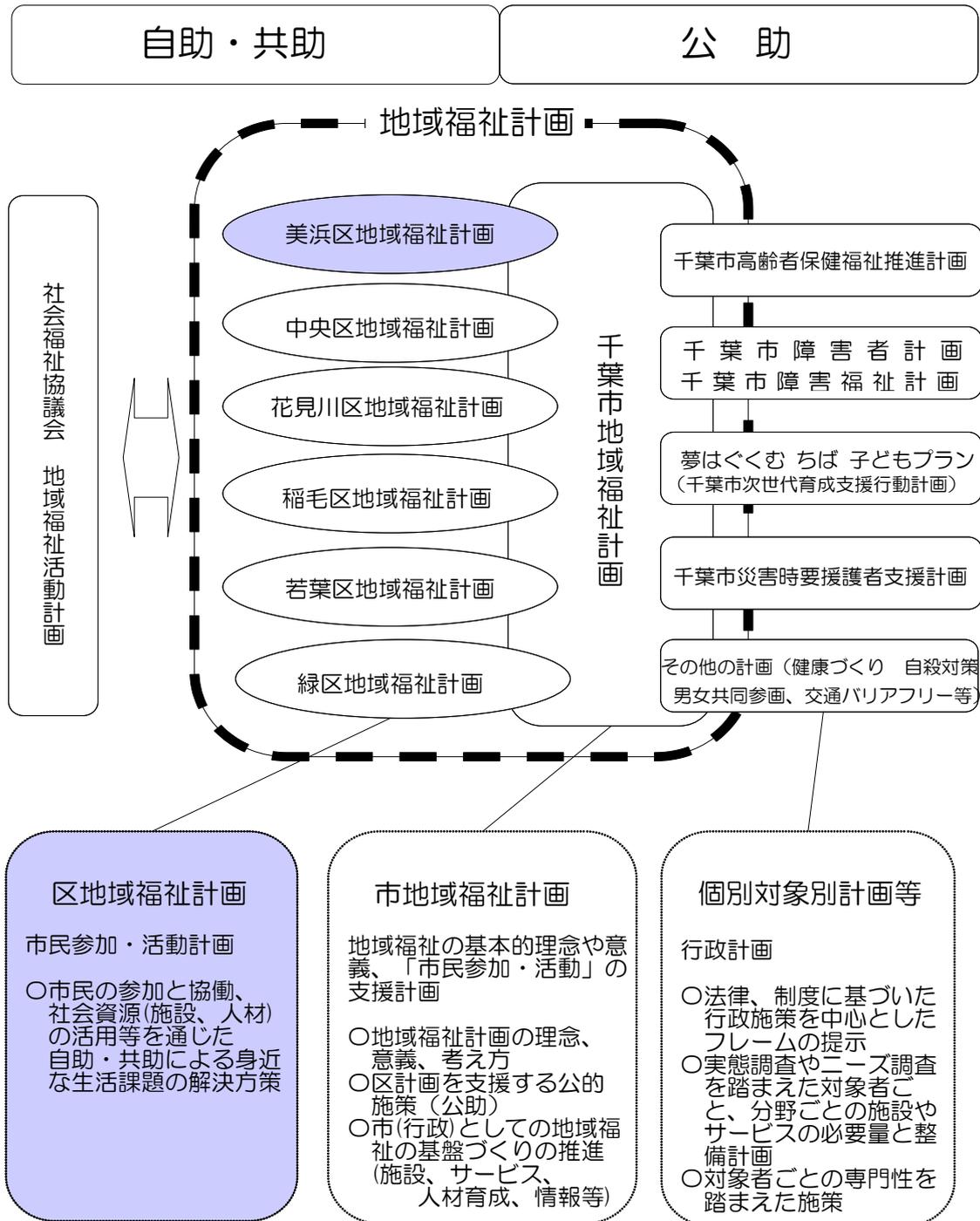
## 2 市計画と区計画および計画期間

千葉市では、平成18年度に、下記の計画を策定しました（第1期計画）。

「千葉市地域福祉計画」・・・地域福祉計画の理念・考え方、行政としての地域福祉の基盤整備などを内容とする市の計画。

「区地域福祉計画」・・・市民の参加と協働、社会資源(施設、人材)の活用等を通じた身近な生活課題の解決方策を内容とする区の計画。

### ●各計画の関係（イメージ図）



### 「自助・共助・公助」について

#### (1) 「自助」とは、「自分のことは、自分で行うこと。」

日常生活の中で自らのことは、自らの責任において、できることは、個人や家族で解決します。

#### (2) 「共助」とは、「地域住民同士が支え合うこと」

地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。

隣近所をはじめ、町内自治会、民生委員児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合いながら、地域の生活課題の解決を図ります。

#### (3) 「公助」とは、「個人や、地域、民間の力だけでは解決できないことについて、行政が自助、共助の取組みを支援するとともに、基盤づくりを行うこと」

各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施などがあげられます。

「美浜区地域福祉計画（区計画）」・・・美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して生活できるよう支援していくことを目的として、地域住民・町内自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会地区部会・ボランティア・NPO・民間事業者・行政等が共に支え合い助け合い、生活上のさまざまな課題を解決するための方策を総合的・計画的に推進するために定められたものです。

このため、本計画は生活に関わる様々な課題について、高齢者、障害者、子どもなどを個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉えなおし、地域のつながりの中で解決していくことを目指しています。

また、福祉の課題に限定するのではなく、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画となっています。

「第1期計画および第2期計画の期間」・・・第1期計画の計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間で、その間の計画の推進状況や地域福祉を取り巻く環境の変化に合わせ、平成21年度から平成22年度にかけて見直しを行ったものが、第2期計画です。期間は平成23年度から平成26年度の4年間となっています。

### 3 美浜区の概況

美浜区は、千葉市の西部に位置し面積 21.16k m<sup>2</sup>（千葉市の 7.8%）の区です。区域のすべてが埋め立てによる造成地であり、計画的にまちづくりが進められ、他区に比べ都市機能の充実した区となっています。

美浜区は、県外に従業地を持つ就業者の割合が36.0%（平成17年国勢調査）と市内で最も高く、そのほとんどが東京への通勤者です。

中央部には高浜、真砂、高洲、幸町等の大規模な住宅団地や、区役所・郵便局・消防署などの行政サービス施設、東京歯科大学とその付属病院、中央卸売市場などが立地しています。



幸町地区



高浜地区



稲毛海岸駅前



美浜区役所

北西部の「幕張新都心」には、コンベンション機能を持つ「幕張メッセ」を中心として外資系企業、国際企業が集中した高層ビルやホテル群が林立し、ビジネスゾーンを形成する一方、住宅地区「幕張ベイタウン」が整備されています。

また、幕張新都心には、人工海浜を備えた幕張海浜公園、本格的日本庭園の「見浜園」やQVC マリンフィールド（千葉マリンスタージアム）といった施設も数多くあり、レクリエーションの場所としても親しまれています。

## I 章 計画の基本的な考え方



幕張新都心



幕張ベイタウン



新港地区

南東部の新港地区は、千葉港の港湾施設を伴う工業地帯となっています。

食品工業コンビナートを中心に自動車関連の事業所・石油貯蔵施設等が集中し、京葉工業地帯の一翼を担っています。

美浜区の水際線には、人工海浜幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜がつながり、ボードセーリング・ヨットなどで市民に親しまれ、稲毛海浜公園には、レジャープール・サッカー場などのスポーツ施設が整備され、市民の憩いの場となっています。

美浜区の人口は、平成22年9月30日現在で、150,378人、63,444世帯で、幕張新都心（計画人口2万6千人）への入居が進む2010年までは、比較的高い人口増加が続き、その後、2010～20年には、15万1千人程度でピークを示し、以後、自然減によって減少するものと考えられます。

65才以上の高齢単身世帯は、3,559世帯（平成17年国勢調査）全世帯の6.0%で、平成12年の4.0%から大幅な伸びとなっています。

外国人登録者数は、平成22年9月30日現在で6,102人（対美浜区人口4.1%）多い国籍としては、中国人の4,693人となっており、町丁別では、高浜1丁目の外国人比率が16.6%と最も高くなっています。

美浜区の高齢化率（65歳以上）は17.9%（平成22年9月30日現在）で、全市20.0%に比べ低い値になっています。



いなげの浜地区

町丁別に高齢化率を見ると、21%以上、14～21%未満、7～14%未満及び7%未満の地区の4グループに分けることができます。

21%以上及び14～21%未満の地区は概ね昭和40年代後半に戸建の分譲が行われた地区で、7%未満の地区はマンションの造成が行われている地区になります。

磯辺3丁目が区内で最も高く37.4%、幕張西4丁目が2.3%と最も低くなっています。

14歳以下の年少人口は、浜田1丁目が30.9%と最も高く、高浜6丁目の5.9%が最も低くなっています。

平均年齢は、千葉市は43.1歳、美浜区は42.2歳、最も高い磯辺7丁目は53.1歳、最も低い浜田1丁目は29.3歳になっています（平成22年9月30日現在）。

計画的に開発が行われ、そこには同世代の住民が移り住んだため、地域毎に特定の年齢に偏る人口構成となっています。

#### 4 計画の基本目標

まち

# みんなが主役！ さまざまな美浜づくり

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害のある人も、子育て中のパパ、ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民です。

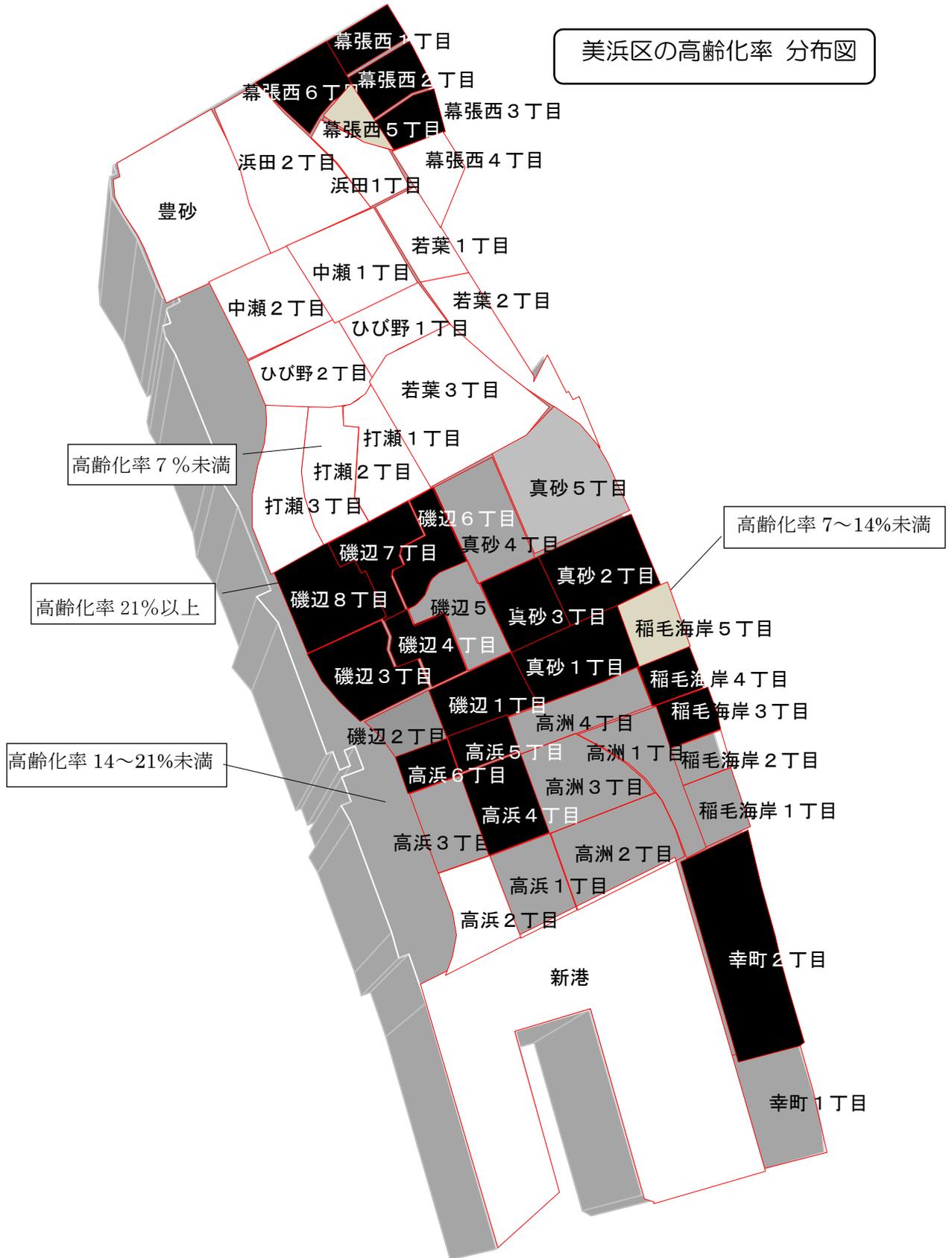
さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で「豊かなまち」となれるのではないのでしょうか。

地域みんなが主役になれるまち、多様な価値観を排除するのではなく一つ一つに向き合っこそ「豊かなまち」であると考えられます。

そして、「みんなでまちをつくる」ことの大切さを計画策定に向けての話し合いの中で多くの人と共有できた思いがあります。



美浜区の高齢化率 分布図



## Ⅱ章 計画見直しの概要

### 1 見直しの目的と方法

美浜区地域福祉計画は、美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して生活できるよう支援していくことを目的とし、地域住民・町内自治会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会地区部会・ボランティア・NPO・民間事業者・行政等が共に支え合い助け合い、生活上のさまざまな課題を解決していくことを目指しています。

策定にあたっては、高齢者、障害者、子どもなどを個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉えなおし、地域のつながりの中で解決していくことを目指し、平成16年4月に、63名の委員による4つの地区フォーラムと美浜区地域福祉計画策定委員会を設置し、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ない、平成18年3月に第1期計画が策定されました。

この計画も策定から3年が経過し、地域福祉を取りまく環境の変化などを踏まえ、平成21年度から見直しを行うこととし、計画について議論を行ってきた美浜区地域福祉推進協議会により、現計画（第1期計画、平成18～22年度）の取組状況と課題を検証したうえで、現状に即して見直しを行いました。

見直しにあたっては、4つの観点から検討を行いました。

#### 1 市地域福祉計画と区地域福祉計画の役割分担の整理

住民が参加活動する内容（自助・共助）を位置づけた「区計画」と行政が取り組むべき内容（公助）を位置づけた「市計画」の役割を整理。

#### 2 現状に即した修正則する

社会経済情勢、その他の諸状況の変化を踏まえて修正を行い、必要に応じて適切な取組項目を新たに設定する。

#### 3 区計画のメリハリ

区の特徴に合わせた課題への対応を図るため、優先して取り組む項目を設ける。

#### 4 担い手の明確化

計画を着実に推進するため、計画を実行する担い手をできるだけ明確化する。

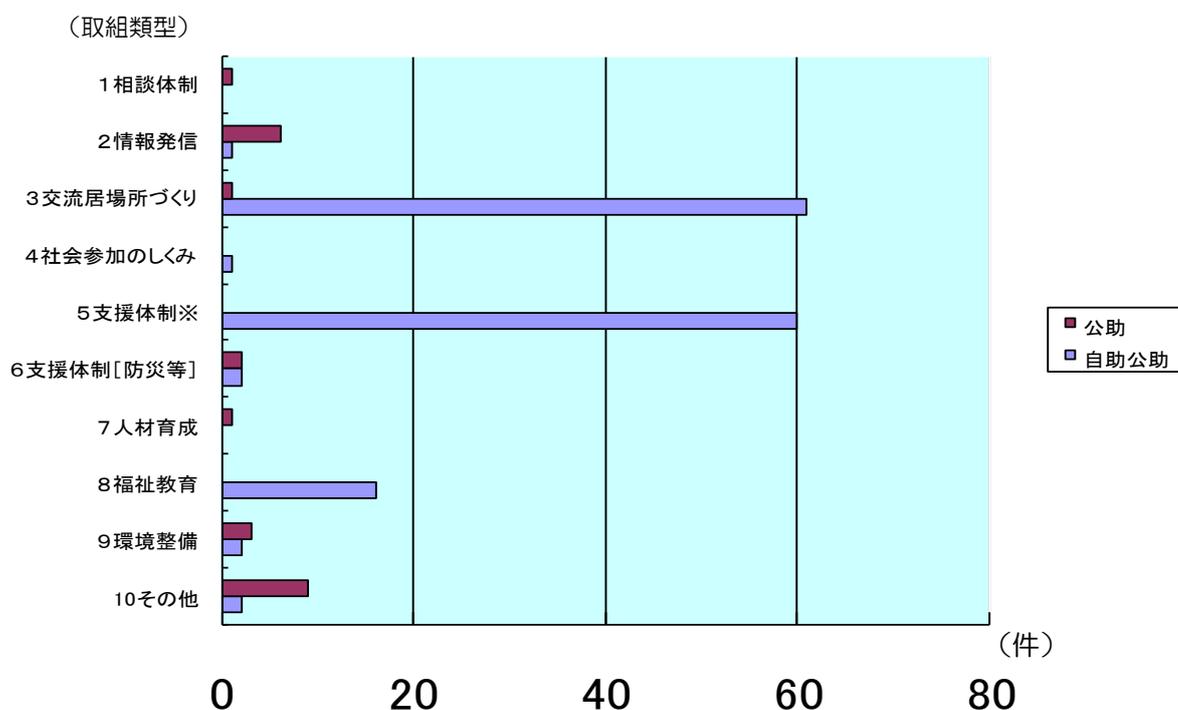
## 2 第1期計画の進捗状況

現計画の見直し検討を進めるに当たり、現計画の進捗状況（計画に合致していないが、関連して実践されている取組み事例も含む）の把握を行いました。その結果、計画の取組みの状況として

- 1 社協地区部会を中心として、交流の機会や居場所づくりの活動が活発に行われている。〔取組類型3：交流の機会・居場所づくり〕
- 2 社協地区部会や民生委員を中心として、地域団体の連携による、見守り、子育てなどの生活支援活動が活発に行われている。〔取組類型5：支援体制〕
- 3 社協地区部会の活動で、中学生のボランティア体験の受入れを行ったり、中学校の学習時間を通じて福祉教育や福祉活動を行うなど、福祉教育のための活動が活発に行われている。〔取組類型8：福祉教育の充実〕
- 4 美浜区計画は、自助・共助では解決がむずかしく、公助として取組むべき項目が多く位置付けられており、それに伴い実践されていない取組項目や、実施されていても実践主体が行政（公助）である取組項目が多くある。

以上の状況でした。

参考：美浜区計画の類型別取組状況(件) ※印、地域団体等の見守りや生活支援活動



### 3 第1期計画の課題と今後の取組

#### 1 第1期計画の進捗状況からの問題点

- 次期計画では、本来、区計画に取り入れるべき自助・共助を中心とした、地域住民を活動主体とした計画とする必要がある。
- 区計画の見直しの過程においては、他区の地域福祉計画を参考にするなどにより自助、共助の新たな取組項目を加えるなどの検討が必要。

第1期計画の進捗状況は、計画に類似する地域の取組みも含め把握しましたが、計画の中で、一部の活動については活発に取り組まれているものの、その他の取組の多くは、公助での取り組みがあるものの、地域住民での取り組みとして推進されているものは少ない。という状況でした。

#### 2 今後の取組（次期計画の取組）

##### （1）基本目標や施策の方向性は継続して推進する。

地域福祉計画はその策定過程が重要であり、地域の独自性や主体性を尊重し、また、福祉サービス利用者の視点を取り入れるため、第1期計画は市民主体の計画づくりがなされました。要支援者を含む地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生委員児童委員協議会等の社会福祉活動を行う方、社会福祉を目的とする事業を営む方など63名の委員により、平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、毎月、地区フォーラムを開催、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ったうえで策定された計画となっています。

計画の進捗状況から問題点があげられましたが、第1期計画が策定された時点から、見直しを実施した現時点での地域の現状や生活課題に大きな変化はないと考えられることから、今回、見直しを行うに際しては、第1期計画の問題点を考慮しながら基本的な解決策は引き継ぎ、基本目標や施策の方向性についても基本的に継続して推進していくこととしました。

##### （2）自助、共助として取り組む内容に修正し推進する。

今回、見直しを実施するにあたり把握された取組の推進状況を踏まえ、計画の見直しを進めることとし、推進されている取組については、地域でも重要な取組として、地域に偏りなく継続して推進していくこととしました。

また、推進されていない取組は、今回の推進状況の把握から、公助として取りくむべき内容のものは、市地域福祉計画で推進を検討することとし区計画からは除き、それらの取組のなかでも内容を修正することで、地域住民や地域の団体が、自助、共助として取り組めるものについては推進を図ることとしました。

## 4 見直しの結果

第1期計画の39の取組項目の見直し検討を行った結果、下記の通りとなりました。

### 1 見直前と見直後の取組項目の類型別対比

| 取組項目の類型                | 第1期計画<br>取組項目数 | 見直し後<br>取組項目数 |
|------------------------|----------------|---------------|
| 1 相談体制                 | 2              | 1             |
| 2 情報の発信・提供             | 4              | 2             |
| 3 交流の機会・居場所づくり         | 4              | 3             |
| 4 社会参加の仕組みづくり          | 2              | 2             |
| 5 支援体制構築<br>(見守り・生活支援) | 5              | 6             |
| 6 支援体制構築(防犯・防災)        | 4              | 3             |
| 7 人材の育成                | 1              | 2             |
| 8 福祉教育                 | 2              | 2             |
| 9 環境整備<br>(バリアフリー・交通)  | 4              | 2             |
| 10 その他                 | 11             | 4             |
| 計                      | 39             | 27            |

### 2 取組項目の優先度

優先度が大きいとした取組項目については、P21「2 計画の体系」参照。

### 3 担い手の明確化の検討。

第Ⅲ章のそれぞれの取組項目を参照。



## Ⅲ章 基本目標と基本方針 及びその取組み

## 1 基本目標と基本方針

### 基本目標

# みんなが主役！<sup>まち</sup>こころ豊かな美浜づくり

基本目標を実現するために4つの基本方針と12の施策の方向性を定めました。

#### 基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり

- 1 地域の世話役づくり
- 2 安心、見守り体制の構築
- 3 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援

#### 基本方針Ⅱ 必要な情報がいつでも得られ相談できる仕組みづくり

- 4 情報発信の強化
- 5 身近な相談者の確保

#### 基本方針Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり

- 6 居場所、交流の場づくり
- 7 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保
- 8 災害時における要援護者への避難支援
- 9 交通手段の充実

#### 基本方針Ⅳ 福祉を支える仕組み（活用）と人づくり

- 10 社会福祉協議会の利用促進
- 11 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」
- 12 ボランティアセンターの利用促進

2 計画の体系

※印 優先度が大きいとした取組項目

| 基本方針                       | 施策の方向性                          | 取組み   | 頁  |
|----------------------------|---------------------------------|---|----|
| Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり          | 1 地域の世話役づくり                     | (1)新しい近隣づくり活動（日頃から、あいさつに心がけ、近隣とのコミュニケーションから始めよう。）※    | 25 |
|                            |                                 | (2)中学校区を中心に、地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化（地域の現状把握と活動充実）。※      | 25 |
|                            | 2 安心、見守り体制の構築                   | (3)地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築 ※                    | 27 |
|                            |                                 | (4)学校と地域が連携した防災訓練の実施                                  | 30 |
|                            |                                 | (5)災害発生時の地域での対応マニュアル整備※                               | 31 |
|                            | 3 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援 | (6)地域のみんなで連携し、中学校区を単位とした「(仮称)地域福祉まちづくり会議」の設置。         | 32 |
|                            |                                 | (7)地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取り組んでみましょう。                | 34 |
| Ⅱ 必要な情報がいつでも得られ相談できる仕組みづくり | 4 情報発信の強化                       | (8)地域のだれもが身近で得られる情報の発信                                | 37 |
|                            |                                 | (9)地域のだれもがわかる情報の発信                                    | 39 |
|                            | 5 身近な相談者の確保                     | (10)日頃から、地域にどんな支援を必要な人がいるか、また、どんな相談窓口があるか知っておこう。※     | 40 |
|                            |                                 | (11)民生委員・児童委員と地域で取り組まれている「助け合い活動」などとの連携を図る。※          | 41 |
|                            |                                 | (12)あんしんケアセンターの利用促進（出張相談の利用と充実）※                      | 41 |
| Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり           | 6 居場所、交流の場づくり                   | (13)小中学校の余裕教室・空き教室活用※                                 | 45 |
|                            |                                 | (14)フリースペースの設置場所の確保と運営管理体制の検討 ※                       | 46 |
|                            |                                 | (15)町内自治、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用※                          | 48 |
|                            |                                 | (16)空き店舗や、店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用したコミュニティスペースの提供と商店街の活性化 ※ | 48 |
|                            | 7 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保         | (17)障害者や高齢者の地域での交流促進による自立促進（雇用促進）                     | 49 |
|                            |                                 | (18)近所に、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。※                     | 50 |
|                            | 8 災害時における要援護者への避難支援             | (19)障害者・要援護者等の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり ※                   | 52 |

### Ⅲ章 基本目標と基本方針及びその取組み

|  |                       |   |    |
|--|-----------------------|---|----|
|  | 9 交通手段の充実             | (20) 地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進               | 53 |
| Ⅳ 福祉を支える仕組み(活用)と人づくり   | 10 社会福祉協議会の利用促進       | (21) 日常生活自立支援事業の利用促進                    | 56 |
|  |                       | (22) 成年後見制度の利用促進                        | 57 |
|  | 11 「福祉意識の醸成」・「人権意識確立」 | (23) 誰もが隔てなく暮らせるまちづくり                   | 58 |
|  |                       | (24) 地域で高齢者虐待や児童虐待を予防                   | 59 |
|  |                       | (25) 福祉教育の実践                            | 60 |
|  | 12 ボランティアセンターの活用促進    | (26) 美浜区ボランティアセンターを活用したボランティア活動への参加推進 ※ | 64 |
| (27) 研修の実施などによるボランティアの養成と地域人材の活用(自分の力や特技を、地域のボランティア活動に生かそう。) ※ |                       | 64                                      |    |



## 基本方針Ⅰ 市民主体による協働のまちづくり

地域には、高齢者、障害者、子ども、子育て中の人などさまざまな人が暮らしており、それぞれ困りごとや悩みごとがあります。地域福祉を進めるうえでは、実際に地域で生活している住民自身が身近な問題に気づき、解決に向けて主体的に取り組んでいくことが最も重要な出発点となります。

市民が身近な問題を積極的に発信し、地域で福祉活動を実践している町内自治会、社協地区部会、民生委員児童委員協議会、ボランティア、NPOや行政等が共に、どうすればその問題を解決できるか話し合い、問題を共有し、情報を交換して、一緒になって問題解決へ向け行動することが大切です。

特に、地域で暮らす人々が、日常生活の中での近隣のつきあいや支え合いの大切さを見直して、地域のつながりを再構築し、子どもや高齢者、障害者を見守る体制をつくる必要があります。

また、地域の複雑で多様な生活課題を解決していくためには、地域の世話役として地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化が必要で、生活課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら連携して活動していくためのネットワークづくりも重要となります。

### 1 地域の世話役づくり



地域のコミュニティづくりから生活支援活動、市民の立場にたつての相談や援助活動等、地域福祉を担ううえで、重要な福祉団体としては、町内自治会（地区町内自治会連絡協議会）、社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員（民生委員児童委員協議会）、老人クラブの4つがあります。それらが連携を図る必要があります。その他、青少年育成委員会、社会体育振興会などがありますが、独自の活動が多く、その連携は十分にとれているとはいえない状況です。また、NPO、ボランティア団体は独自の活動で殆ど連携はみられません。これからの地域福祉計画を進めるにあたってはネットワークと協働が必要です。

① 町内自治会・・・地域の人間関係が疎遠になる一方で、子育てや高齢者、障害者施策の問題等、町内自治会の果たすべき役割は実に大きなものがあります。町内自治会の活動の中心は、豊かな人間関係の構築に努め、暖かいコミュニティづくり、活力あるまちづくりにあり、さらに、教育・環境・福祉・防犯・防災等あらゆる地域の諸問題を担う組織と言えます。美浜区の町内自治会への加入率は年々減少しています。「阪神淡路震災」等の大災害はいつ、どこで起こるか分かりません。さらには最近の学校児童を狙った犯罪や高齢者への「振り込め詐欺」など個人では対応や解決が出来ない課題は多く、地域を「安全安心に住み続けられるまち」とするためには、町内自治会を中心として、近隣同士が話し合い、支え合える環境づくりを進めていく必要があります。

- ② 社会福祉協議会地区部会・・・・・・社会福祉協議会の活動組織である地区部会は、概ね中学校区を単位として、地域住民により自主的に組織された団体で、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題により細やかに対応するための活動を行っています。

主な活動として、高齢者への「ふれあい食事サービス」や「ふれあい・いきいきサロン」、障害者の方々の「社会見学日帰りバス旅行」、「育児サークル」などが行われています。組織は、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、PTA等で構成されています。現在、美浜区には、幸町1丁目、幸町2丁目、稲毛海岸、高洲高浜、真砂、磯辺、幕張西、打瀬の8つの地区部会があります。

- ③ 民生委員・児童委員（以下、民生委員）・・・・・・民生委員は福祉を必要とする人と行政とのパイプ役として「市民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行なう」ことを目的として活動しています。以前は、経済的に困っている人への助言や指導など生活保護が中心でしたが、現在では、高齢化が進み経済的に不自由でなくても援助を必要とする人が増加しています。ひとり暮らしの方や高齢者世帯への安否確認等訪問により、生活状態を把握し、福祉サービス情報の提供などを行っています。美浜区内の民生委員定数は、平成22年12月1日現在、10地区、200名で、内主任児童委員定数は20名となっています。

- ④ 老人クラブ・・・・・・高齢者の日常生活を、生きがいをもって健全で豊かなものにするために、同じ地域に住む方々が集まり、自主的に組織された団体です。健康の増進や資質の向上などを目指し、地域社会との交流のなかでレクリエーションや社会奉仕活動を通じながら、友達づくりの輪を広げます。老人クラブの設立数は、自治会数の約1/3の状況です。また、会員数は自治会員数の1~2割と大変低い状況です。

- ⑤ その他の団体（ボランティア団体）・・・・・・美浜区の個人ボランティアのボランティアセンターへの登録は560名、また、代表者が美浜区に在住しているグループは24グループ（1,045人）で、それぞれのグループ特性を活かした活動をしています。（平成22年10月末現在）

#### フォーラムでの意見

- ・隣の人が誰だかも分からない市民が集合住宅では多い。
- ・プライバシー立ち入りの原則に誤った理解があるようだ。
- ・近所付き合いのない独居高齢者は物事の相談、話し相手がないので不安である。

#### ※「フォーラム」について

第1期の美浜区地域福祉計画策定にあたり、市民主体の計画づくりをするため、支援を必要とする方を含む地域住民、社会福祉活動や福祉事業を行う方など63名からなるフォーラム（討論会）を平成16年に設置し、検討を開始しました。このフォーラムは、幸町地区、稲毛海岸、高洲、高浜地区、真砂、磯辺地区、幕張西、打瀬地区の4地区からなり、身近な問題から課題を設定し、その解決策を検討しました。

## 取組（１）新しい近隣づくり活動

（日頃から、あいさつに心がけ、近隣とのコミュニケーションから始めよう。）

日常生活の問題、子育てや介護の問題等、身近な地域で日常的な支え合いをするためには、近所付き合いも大切です。近所付き合いを通じて、近隣での人間関係を豊かなものにして活力あるまちづくりに努めることが重要です。

まず、「あいさつ」することからはじめ、近隣同志が話し合い、見守り支え合える環境をつくり、個人を尊重した関係づくりが大切です。

だれもが心を開くには、近所の住民が「あいさつ」等の声かけ、手助けなどから交流し、さらに、地域の祭りや旅行等文化・スポーツ行事に参加して、楽しく近隣どうしの触れ合いや交流を深め、住んで良かったといえる心暖まるコミュニティづくりを目指します。

### 主な担い手

- ・個人 ・小、中、高校生 ・民生委委員 ・町内自治会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO

### 主な役割

（個人）

- 「あいさつをする」
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 近隣の人間関係を深める。

（地域の団体）

- あいさつ、声かけ活動を、地域の運動として広げていく
- 地域の交流の場を持つ。
- 行事や活動に、だれもが参加しやすい工夫をする。



## 取組（２）中学校区を中心に、地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化 （地域の現状把握と活動充実）

地域福祉を推進するために、町内自治会、民生委員児童委員協議会、コミュニティづくり懇談会、社会体育振興会、コミュニティセンター運営委員会、社協地区部会、青少年育成委員会、コミュニティセンターサークル連絡会等の地域の諸団体の連携強化を目指します。

この連携により、地域の現状や課題、また、地域活動の情報を共有し、援護を必要とする人たちへの支援の充実、地域や近隣同士の触れ合いや交流を深める地域活動の充実を目指します。

また、それらの連携から同地区内の町内自治会の無い地区への支援や、「あんしん支え合いネット」活動構築などの地域福祉活動へつなげます。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者 ・同好会 ・行政

主な役割

- (個人) ○地域のことに関心を持つ。
- 地域の行事や活動に参加する。
- (地域の団体) ○他の団体と連携に努める。
- 地域の様々な課題などの発見、共有。

2 安心、見守り体制の構築

生活習慣や価値観の多様化、また核家族化や都市化により、住民相互の社会的なつながりが希薄になっており、ひとり暮らしの高齢者、障害者、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなどの、日常的な支え合いが必要になっています。

一方、福祉ニーズの多様化により、行政サービスだけではカバーしきれないニーズが目立つようになっており、地域で暮らす人が中心になり他人を思いやり、お互いを支え合い、助け合う仕組みをつくる必要があります。

また、地域では児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立などの深刻な問題もあり、それらの発見や解決も必要です。

地域で暮らす人々が地域に関心を持ち、高齢者や子どもや障害者を見守る体制をつくることは、本人にとっても安心であるとともに暮らしやすい「まちづくり」につながります。

まず、このような「まちづくり」をするには「支援を必要とする人が、どこにいて、どんな手助けを必要としているのか」ということを、プライバシーや個人情報の管理に配慮し把握する必要があります。それは災害対策でも同じことで、支援を必要とする人が、どこにいて、どのように安否を確認し、どのように避難を支援していくのか事前の準備が必要です。

防災にとって最も大切なのは、日々の備えとともに市民一人ひとりの心がまえです。そのため防災意識の啓発や自主防災組織の充実、強化を進めていく必要があります。

フォーラムでの意見

- ・私達が住む団地で「孤独死」があり、一週間誰にも発見されませんでした。団地の共同住宅は密室性が強く、連絡が閉ざされ、発見が遅れる場合もあります。
- ・小学校、幼稚園、保育園での外部侵入者から児童を守るための対策が不十分です。

### 取組（３）地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

地域のかかわりについて、美浜区内のアンケート調査（H20.11月 磯辺地区）によると、「ほとんど近所付き合いがない」、「顔を見合わせればあいさつをする程度」の両方合わせた割合が約69パーセントと地域社会のつながりが大変希薄となっています。

ひとり暮らしの高齢者、障害者、子育て中の家庭などの、支援を必要とする人々を地域で見守るなどの日常的な支え合いが必要になっています。

また、地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立など、こうした問題の発見、解決のためにも、市民自らが地域に関心を持ち、人と人とのつながりや支え合いの再構築が必要です。

誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して地域住民が主体となり行政と協働でつくる「あんしん支え合いネット」の構築を目指します。

「あんしん支え合いネット」は、拠点に相談員を配置して家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応し、行政サービスでカバーしきれない、いろいろなサービスに地域住民の力で対応したり、また、問題解決のため地域の支援団体や行政機関へつなげます。

支え合いネットで、だれもが共に慣れた地域で安心して暮らせることを目指します。

ネット構築の推進には、まず、社協地区部会や民生委員児童委員協議会等が中心となり、地域のボランティア団体や個人からボランティアを広く募り、連携強化をすることから目指します。

#### 主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・社会福祉事業者
- ・各種団体、事業者等 ・ボランティア、NPO
- ・同好会 ・行政

#### 主な役割

（個人）

- あいさつする。
- 近隣の、見守りを必要としている人を見守る。
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 相談窓口を知っておく。

（地域の団体）

- 声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく。
- 他の団体との連携に努める。
- 地域の事業者、新聞配達店、郵便局、電気ガス水道事業者等との連携



活動事例

— 磯辺地区福祉協力員ネットワーク —

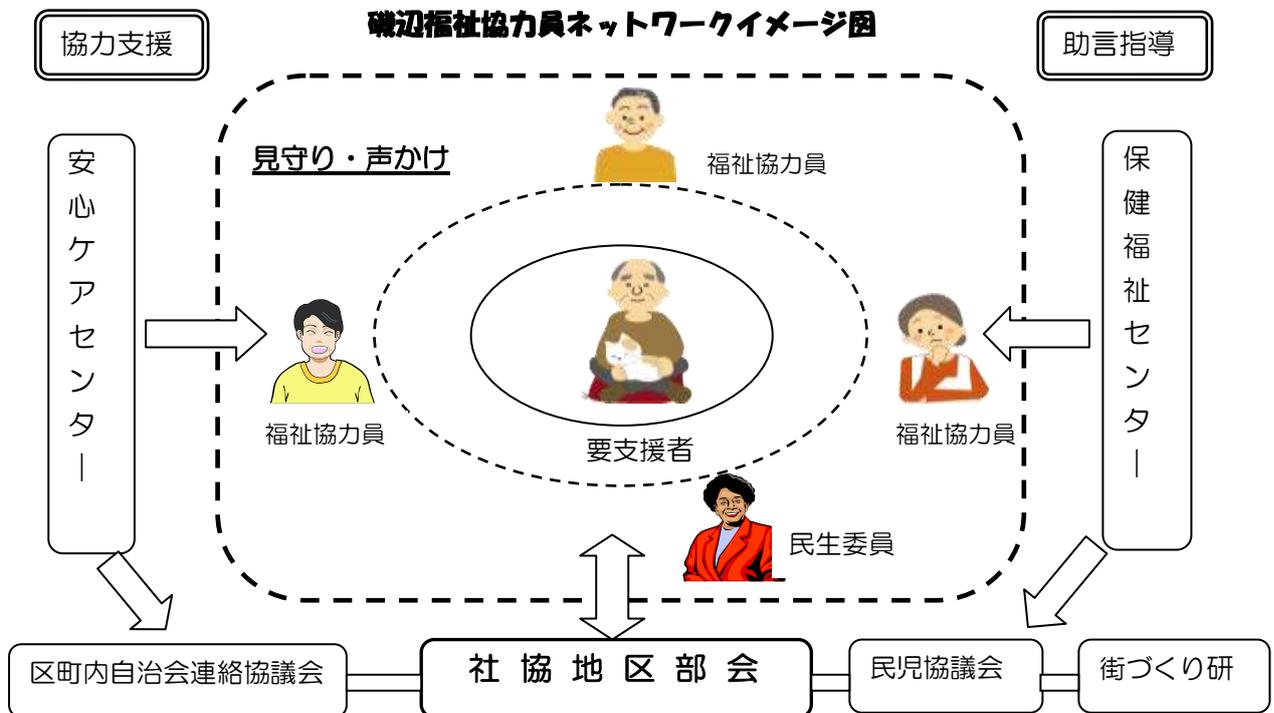


この「磯辺地区福祉協力員ネットワーク」とは、社協地区部会が中心となり、高齢や心身の障害などで生活困難に陥るおそれのある人又は家族を対象に、身近な地域の中で日常的な「見守り」「声かけ」などを行い、対象者にとって地域とのつながりや支えの「よりどころ」となるしくみで、ボランティア「磯辺福祉協力員」と、それぞれの地区の民生委員・児童委員が連携して取り

組むネット

福祉協力員の活動の様子

ワーク活動です。

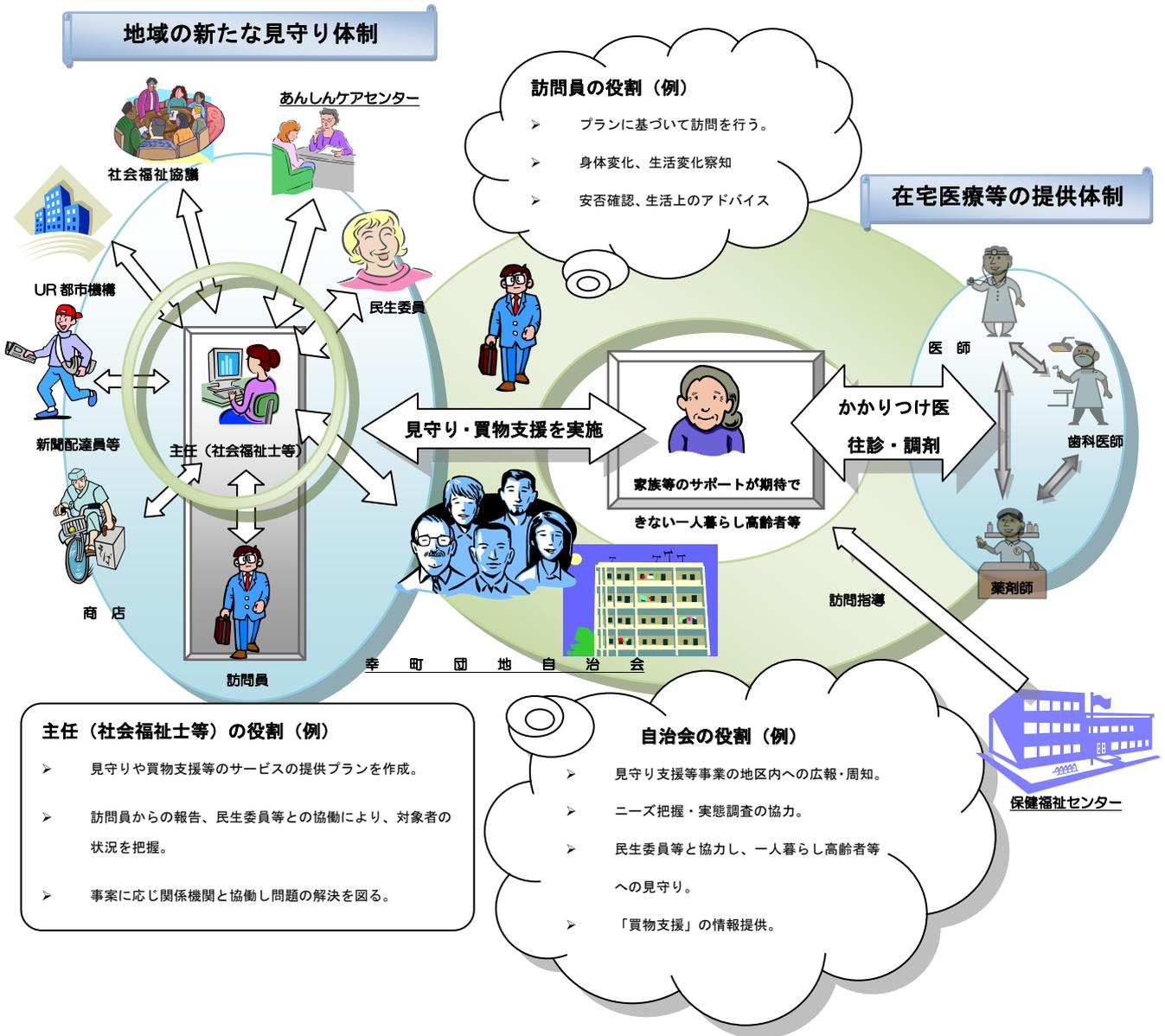


— み・まも〜れ幸町 —

幸町2丁目地区において、1人暮らしの高齢者などが安心して生活できるよう見守り（安否確認）支援を行う「一人暮らし高齢者等見守り支援事業」が実施されています。その名も「み・まも〜れ幸町」。この事業は、千葉市から委託を受けた、社団法人 千葉県社会福祉士会から派遣されている社会福祉士（主任）が、週の5日常駐して、幸町団地の住民・自治会・地元商店・新聞配達員・あんしんケアセンター・民生委員・市（行政）等のネットワークを連携させて、訪問員が対象者の状況を把握・生活上のアドバイスを行い、協働して対処（問題解決）していく活動で

す。

一人暮らし高齢者等への見守り支援(イメージ図)



「み・まも〜れ幸町」の外観



「相談」の様子

### 取組（４）学校と地域が連携した防災訓練の実施

大地震の発生を想定して、初期の防災活動をいち早く的確に行えるようにするには防災訓練が不可欠です。日中、大震災等が発生した場合、成人は仕事に出ており、地域には不在です。また、地域では高齢化も進んでいます。そのような状況の中で、体力、知識、判断力も備わり、地域の状況も把握している中学生や高校生に、地域での活動が期待されます。

中学生以上の市民の協力を得て学校、地域が連携した防災訓練の実施を目指します。

#### 主な担い手

- ・個人 ・町内自治会 ・中学校 ・高等学校
- ・ボランティア、NPO ・行政

#### 主な役割

- （個人）
  - 訓練に積極的に参加する。
- （地域の団体）
  - 学校、諸団体との連携を強化



#### 活動事例

#### — 幸町での学校と地域が連携した防災訓練の実施 —

幸町2丁目地区に指定された「広域避難場所」は幸町第一中学校と幸町第四小学校（旧幸町中央公園跡）の校舎と校庭で、地区内の推定人口は約2万5千人となっています。毎年2月に消防署の協力を得て開催している防災訓練は「広域避難場所」を想定した訓練を中心に実施され、昼間時の災害発生を想定したもので、中学生の活躍が中心となり、毎回有志の訓練参加で成果を上げています。



中学校と地域が連携した防災訓練の様子

## 取組（５）災害発生時の地域での対応マニュアル整備

災害発生に備え、市民は『自分の身は、自分で守る』という防災意識を持ち、避難場所の確認、食料品や水などの備蓄、常備薬の用意など家庭で出来る災害への備えについて積極的に取り組む必要があります。

地域では、『地域のことは、地域で守る』という防災意識を持ち、地域の状況を把握し、地域の防災対策として住民の啓発と災害発生時に的確な対応を図る必要があります。そのため、災害発生時の「その時どうするか」という、とっさに身を守ったり、火災などの二次災害を防ぐために、避難に際しての注意事項、一次持ち出し品、二次持ち出し品などのリスト、近隣との安全確認、情報についての確認方法や、地域毎の避難場所リストなどを記載し、市の地域防災計画と整合させた「地域でつくる災害マニュアル」を作成します。そして、すべての住民への周知を目指します。



主な担い手

・個人 ・町内自治会 ・防災会 ・行政

主な役割

（個人）

○災害時の注意、持ち出し品の準備、避難経路、避難場所を確認しておく。

（地域の団体）

○市の地域防災計画と整合させた「地域でつくる災害マニュアル」を作成する。

○「地域でつくる災害マニュアル」を住民へ周知する。



3

町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援

地域では色々な住民組織が、地域の福祉活動に取り組んでいます。

町内自治会は地域を「安全安心に住み続けられるまち」とするため、豊かな人間関係の構築に努め、暖かいコミュニティづくり、活力あるまちづくりに努めています。

社会福祉協議会の地域活動団体である地区部会は、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、PTA等で構成され、種々の活動を通じた、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題に、より細やかな対応に努めています。

民生委員・児童委員は福祉を必要とする人と行政とのパイプ役として「市民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行なう」ことを目的に活動しています。

その他、地域では、ボランティア、NPO等が福祉活動に努めています。

フォーラムでの意見

- ・地域福祉の取り組みにおいて、どの部分を行政、どの部分を市民団体が行うのが適切か明確でない。また、行政のボランティアに対する支援が十分でない。
- ・障害者等が手軽に利用できる代行サービスがない。

取組（６）地域のみんで連携し、中学校区を単位とした「（仮称）地域福祉まちづくり会議」の設置

美浜区は転入、転出による市民の入れ替わりが多く、自治会の結成はおろか、市民同士の自主的な活動もままならない地域もあります。しかし、地域住民のなかには「やる気のある人たち」は大勢おり、活動の「芽」もたくさんあります。

「やる気のある人の活動の場」、「グループを立ち上げたときの、他グループとの連携」「事業を実施する場合の支援」など、活動の芽を伸ばすため、地域の住民組織が中心となって、地域住民のふれあいや交流の場であるとともに、市民の合意の形成や行政への提言などの場として、中学校区毎に「（仮称）地域福祉まちづくり会議」の設置を目指します。

この「（仮称）地域福祉まちづくり会議」は、地域住民の交流や情報交換を通じ、地域の「やる気のある人」と地域の団体を結び、活動に繋げる人材の発掘、また、地域の団体同士で行事や地域の問題解決などで協力関係を築くことや、地域のさまざまな団体と顔の見える関係をつくり地域のつながりが強くなるなどの効果が期待できます。

また、地域の住民の合意や連携から、活動団体の結成や自治会のない地域での自治会結成へ繋げる等の効果も期待できます。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO
- ・同好会 ・各種団体 ・行政

主な役割

- （個人）
  - 地域のことに関心を持つ。
  - 地域の行事や活動に参加する。
- （地域の団体）
  - 諸団体との連携に努める。
  - 地域に情報を伝え合う。



活動事例

— 社会福祉協議会地区部会の活動事例 —

- 高齢者福祉 ・いきいきサロン・ふれあい食事サービス・結婚50周年を祝う会  
・高齢者と児童の交流会 ・区内高齢者をめぐる諸問題について各老人クラブとの交流会
- 障害者福祉 ・社会見学日帰りバス旅行 ・障害者の方々との「ふれあい交流会」
- 児童母子福祉 ・育児サークル・成人まで子育てした（母子家庭）お母さん慰労会
- ボランティア ・ふれあい食事サービス（食事会・宅配）  
・調理、宅配ボランティアの方々の情報交換、交流会  
・ボランティア団体交流会 ・中学生ボランティア体験



「いきいきサロン」の様子



「ふれあい食事サービス」の様子

## 取組み（7）地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取り組んでみましょう。

地域の福祉課題を解決するためには、出来るだけ地域の人材やノウハウ、施設等の地域の資源を活かして解決することが好ましく、その有効的な手段として、コミュニティビジネスが考えられます。その効果としては、個人の働きがいや生きがいにつながる、地域ニーズに合った社会サービスが提供される、雇用、再雇用を地域でつくっていく、生活文化の継承などが期待できます。

- (1)リタイア人材や地域に対する強い貢献意欲を持つ人材でネットワークをつくり、この事業に参加することによって、やりがいや生きがいを発見することができます。
- (2)この事業への参加は地域での雇用を生み出します。「買い物代行サービス」「定番商品配達サービス」「助け合いサービス」など、地域ニーズに合った社会サービスが提供が考えられます。また、それらは、支援を必要とする人の「安否確認」になります。

人材は市政だより、社協地区部会報、その他の地域誌、新聞チラシ広告や説明会の開催によって公募し登録します。町内自治会の協力や、ボランティア団体などとネットワークをつくり、地域のコミュニケーションのうえに成り立った組織づくりを図ります。

### 主な担い手

- ・個人
- ・ボランティアグループ、NPO
- ・同好会

### 主な役割

- （個人）（地域の団体）
- 地域では、何を必要としているか、困っていること、不便に感じていることに関心を持ち、対応策を考えてみる。
  - 地域の課題について、考えたことを、友人、仲間、グループ内で話してみる。



### 活動事例

#### — 「ちば地域再生リサーチ」の事例 —

#### ① 買い物支援

活動エリア内はエレベーターの無い5階建ての団地がほとんどで、上層階に住む方々にとっては、毎日の買物も一苦労です。

そこで、高齢者や子育て中の方などの階段の上り下りが大変な方のために、買物支援を行っています。買物支援には、買物代行と代済商品お届けサービスがあります。代済商品お届けサービスは、高洲第一ショッピングセンターで買物した商品を、パート契



「買物支援」配達の様子

約をしている住民スタッフが、利用者宅まで配達するものです。

利用者が買物した商品をこの団体の店舗まで持参すると、利用者の希望する時間に商品を自宅まで届けます。

また、買物支援には、住民がサービスを利用することにより、結果として安否確認ができるという利点があります。

## ② 住宅リフォーム

一般に住宅のリフォームなどを依頼すれば、出張費を取られますが、地域のスタッフが作業にあたるため出張費を支払わなくてよく、結果として利用者は低料金でサービスを受けることができます。常勤職員と住民スタッフが、網戸の取り付け、襖や障子の張り替え、椅子のシートの張り替えなどを行っています。



「住宅リフォーム」作業の様子

## ③ アートコミュニティ



「アートコミュニティ」作品展示の様子

高浜ショップの2階に、空き店舗を活用し「アートコミュニティ美浜」を開設しています。この「アートコミュニティ美浜」は地域のアーティストに、アトリエとしてのスペースや、作品の展示販売のスペースとして提供するとともに、イベントや工芸講座などを開催することで、地域の人たちの交流スペースとなっています。

## ④ 団地学校

活動エリアの中の3つの拠点を使って住民が住民に教える「団地学校」をほぼ毎日開催しています。

「ケアマネと話そう」、「高齢者のおり紙教室」など多彩な講座が用意されています。一部の口座は、クラブ活動への発展が見られます。



「団地学校」講座の様子

## 基本方針Ⅱ 必要な情報がいつでも得られ相談できる仕組みづくり

福祉に関する情報は、行政機関や福祉団体の窓口など、また、広報誌等の様々な媒体を通じ提供されています。

福祉サービスを必要としている人は、その必要に応じて適切なサービスの情報を取得、選択することで、課題の解決や軽減を図ります。

しかし、自分が抱えている課題に対し、どのようなサービスがあり、どのサービスによって解決が図れるのか、分からない場合もあります。

そこで福祉サービスを利用するには、自分がどのような内容の福祉サービスを必要とするのか自覚したうえで、現状のサービスと結び付くプロセスも必要となります。

それら福祉に関する情報を、地域で共有し活用できるよう、地域の高齢者や障害児・者、また、子育て世代、若者など様々な人々が、必要な情報を、その人の生活事情にあった方法でいつでも手に入れやすい方法や、相談できる仕組みづくりに取り組みます。

### 4 情報発信の強化

地域生活を安心して豊かに送るためには、医療や福祉サービスなどの生活に密着した情報の収集が大切になります。地域には高齢者や障害児・者、昼間は地域にいない子育て世代、若者など、様々な人が暮らしています。

そのため情報を発信する際には多くの方が手に入れやすい方法を考えなくてはなりません。

必要とする情報が手に入れやすいように、身近な場所での情報提供や、インターネット、携帯電話の利用など様々な方法で情報を発信していくこと、また、必要とする人の事情に合わせた情報発信をしていくことも必要です。

#### フォーラムでの意見

・外国の方が増えている。中国残留孤児の方などに対する母国語による説明パンフが不十分である。



## 取組（８）地域のだれもが身近で得られる情報の発信

必要な情報を必要な時に手に入れることができれば、また普段から気軽に情報に触れることができれば、いざというときの不安が軽減できます。そのためには身近な場所で情報を手に入れることができれば安心です。コンビニに置かれている求人情報誌のように、誰でも気軽に福祉情報に触れることができるよう、地域で身近なコンビニ・郵便局などの場所で地域の福祉情報の提供を目指します。情報提供は、紙ベースとなりますが、作成にあたっては、高齢者などを考慮し、文字の大きさ、色などの配慮、外国語への対応などに取り組みます。

現状の紙ベースでの回覧板では、緊急を要する情報の伝達や、過去の情報を再度確認したい場合などに問題があります。そこで、行政・社協等が発信する回覧板情報や、町内自治会等地域の諸団体の情報を、ホームページの作成などインターネットの利用による情報発信を促進します。地域の活動情報の受信希望者に対してメールで発信したり、過去の情報を含めてホームページ上で検索できるような仕組みに取り組みます。

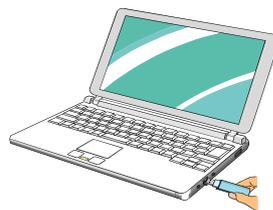
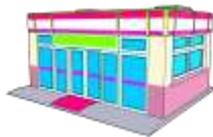
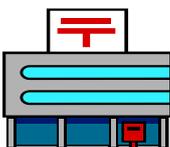
携帯サイトや携帯電話のメール機能を利用し情報提供を行っている事例では、保育園での掲示板や資料配布により提供している犯罪情報やインフルエンザの発生情報などの提供があります。特定の対象者に対し必要とする情報を、情報提供を登録された方に迅速・正確に提供するサービス事業（民間事業者による作成）の実施を目指します。

### 主な担い手

- ・町内自治会、民生委員
- ・社会福祉協議会・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティアグループ、NPO・事業者
- ・行政

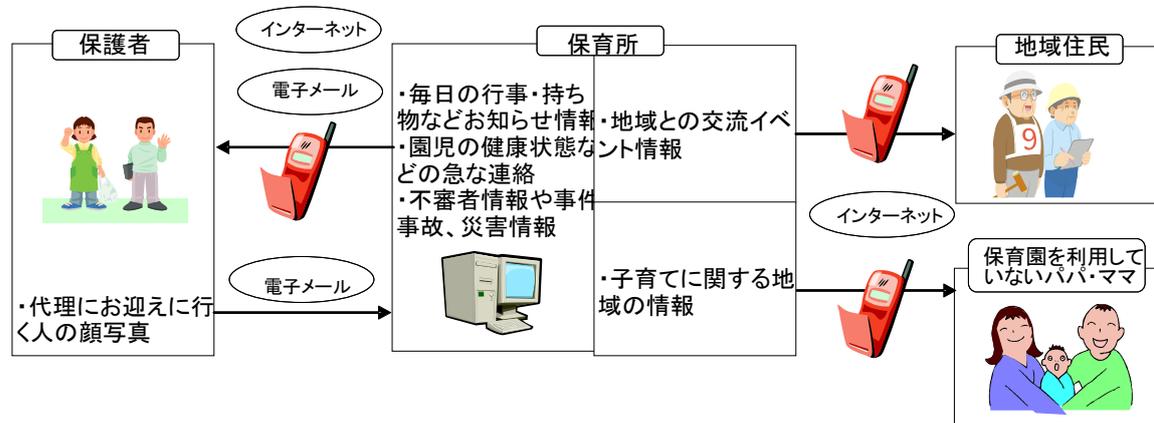
### 主な役割

- ・（地域の団体）
- 地域の情報を伝えるため、パソコンやインターネット  
携帯電話の利用を取り入れる。
- 地域では、どんな情報が必要とされているか、地域でど  
んな情報を発信したいのか、情報はどこで得たら便利か  
調べてみる。



活動事例

— 携帯電話のメールを活用した、保育所の例 —



活動事例

— 「みんなの美浜区交流掲示板」の事例 —

この掲示板は、美浜区の各種活動等を紹介する場として、美浜区役所のホームページに開設されています。

掲示板には、「子育て支援」、「地域・福祉」、「環境」、「文化・スポーツ」の4項目があり、この掲示板に投稿を希望する場合は、規約をご確認の上、区事務局宛てに電子メールにより投稿を行います。地域の情報発信に活用されることが期待されます。



## みんなの美浜区 交流掲示板

**子育て支援掲示板**

(子育て支援に関する活動の紹介等を行う掲示板です。)

**地域・福祉掲示板**

(地域におけるコミュニティ活動や福祉活動の紹介等を行う掲示板です。)

**環境掲示板**

(環境活動の紹介等を行う掲示板です。)

**文化・スポーツ掲示板**

(文化・スポーツ活動の紹介等を行う掲示板です。)

## 取組（９）地域のだれもがわかる情報の発信

市政だよりには、大量の情報が掲載されていますが、その中から自分に必要な情報を選択することは、視力や判断力の衰えた高齢者、障害者にとって難しい場合があります。その他、「町内自治会だより」、「社協だより」など地域に必要な情報紙などもあります。これらの情報が、だれにでも利用できるよう、対象者別、点字翻訳版、文字拡大、音声版等翻訳版の作成と配布を目指します。

例えば、美浜区の高齢者が必要とする情報を市政だよりの中から選択し、読みやすいように文字サイズを拡大し、難しい用語については、簡単な言葉に置き換えたり、注釈を加えた高齢者向け市政だより等をボランティアが作成し地域情報の提供を行います。ボランティアの募集と養成については、積極的にボランティアセンターを活用して行います。

### 主な担い手

- ・個人 ・社会福祉協議会 ・社会福祉協議会地区部会
- ・町内自治会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者 ・行政



### 主な役割



- （個人）
- 自分にどんなボランティアができるか、活動に参加してみる。
- （地域の団体）
- 支援を必要としている人は、どんな情報を必要としているか、伝えるにはどんな方法が良いか検討する。
- ボランティアセンターの登録制度などを利用したボランティアの発掘

## 5

### 身近な相談者の確保

生活していくなかで、「ちょっとした手助け」があればより暮らしやすいということは多々あります。近所付き合いが減り、地域とのつながりが弱くなってきている今日、身近に相談できる人を確保することは以前に比べて難しくなっています。

そうしたなかで、コミュニケーションが困難な人や、地域から孤立してしまう個人、家族が増えてきています。

より豊かなコミュニティを創造するためには、「身近な相談者の確保」や「孤立する市民を出さない」ということが大きな課題となります。

また、地域には、障害者やその家族の方に、身近な問題について相談助言、指導するため、全市で64名、美浜区で12名の障害者相談員（平成22年10月現在）がいますが、地域在住障害者を把握することが難しいという問題があります。

そのため、近所の支援を必要とする人と、相談員や相談窓口、または支援に繋げることに取り組みます。

フォーラムでの意見

- ・身体障害者が増加する中、身体障害者相談員をやっていても地域の障害者名簿を閲覧できない。地域在住障害者の把握はどうしたらよいか？
- ・団地内で障害者委員会を立ち上げてもらっても、責任者もどこに障害を持っている方がいるかわからず（プライバシー重視のあまり）連絡を取れずにいる。
- ・自分に不都合を感じた時、民生委員・児童委員や福祉事務所を訪ねるのは、かなり敷居が高い。

取組（10）日頃から、地域にどんな支援を必要な人がいるか、また、どんな相談窓口があるか知っておこう。

地域の中では様々な生活課題を抱えている人や家族がいますが、課題を抱えている人のなかには地域から孤立し、自ら声をあげにくい人も多くいます。

そうした自ら声をあげられない支援を必要とする人は、より多くの、また複雑な課題を抱えていることがあります。また、地域住民がそうした人に対して何らかの支援を行いたいと考えても、どこにどのような人が住んでいるか把握できず、うまく接触することができないことがあります。

まず、近所の住民同士があいさつ等の声をかけ合い、手助けなどから交流し、お互い相談窓口等の必要な情報をそれとなく知らせ合う事に努めます。

そのためにも、日頃から、地域の民生委員・児童委員、あんしんケアセンターや保健福祉センターなどの相談窓口の存在を認識しておくことにも努めます。

主な担い手

- ・個人 ・町内自治会 ・民生委員
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者 ・専門家 ・行政

主な役割



（個人）

- 近隣の、見守りを必要としている人を見守る
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 相談窓口を知っておく。○情報を伝え合う。

（地域の団体）

- 支援を必要としている人を見守る。
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく
- 相談窓口を知っておく。
- 他の地域団体、行政との連携を図る。



### 取組（１１）民生委員・児童委員と地域で取り組まれている「助け合い活動」などとの連携を図る。

民生委員・児童委員は、地域での身近な、よき世話役、相談役として、地域住民の抱える身近な問題を解決するため、見守り活動や個別支援活動を行っており、その役割は大きくなっています。

地域住民からの相談や課題は多様化しており、民生委員・児童委員は、それら地域住民の課題解決のため、行政機関等への橋渡しをするとともに、地域のボランティアグループや福祉活動団体、町内自治会等による地域の福祉活動を把握し、協力体制をより充実させ、問題を抱えた人と地域とのつながりをつくることから問題解決につなげます。

#### 主な担い手

- ・ 民生委員 ・ 町内自治会
- ・ 社会福祉協議会地区部会
- ・ ボランティア、NPO



#### 主な役割

- （民生委員、地域の団体）
- 地域でどんな団体が、どんな活動をしているか知っておく。
- 地域団体との連携を図る。

### 取組（１２）あんしんケアセンターの利用促進（出張相談の利用と充実）

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、何らかの支援が必要となったとき、本人や家族が気軽に相談できる身近な窓口が必要です。区内２か所に設置されている「あんしんケアセンター」は、相談窓口機能、介護予防の支援、高齢者が生活しやすい地域とするため、行政機関や地域組織、医療機関等と連携し支援する中核機関です。また、地域の偏りを解消するために出張相談サービスも実施されています。さらに出張相談サービスを充実することで、身近にきめ細やかな相談や支援が期待できます。センターに対する地域住民の認識はまだ低いため、地域でさらに周知し、地域の高齢者支援の拠点としてその利用を促進します。

#### 主な担い手

- ・ 個人 ・ 民生委員 ・ 町内自治会 ・ ボランティア、NPO

#### 主な役割

- （個人）
- ケアセンターの場所や、どんな相談が受けられるのか知っておく。
- 出張相談を利用する。
- （地域の団体）
- ケアセンターの場所や、どんな相談が受けられるのか、また、どこで出張相談があるのか知っておく。
- 地域に周知する。

基本方針Ⅱ 必要な情報がいつでも得られ相談できる仕組みづくり

あんしんケアセンター「セイウ美浜」

所在：美浜区磯辺2-21-2

担当地域：磯辺、稲毛海岸5丁目、打瀬、豊洲、中瀬、浜田、ひび野、幕張西、真砂、美浜、若葉



「外 観」



「相談の様子」

あんしんケアセンター「みはま苑」

所在：美浜区高洲3-3-12

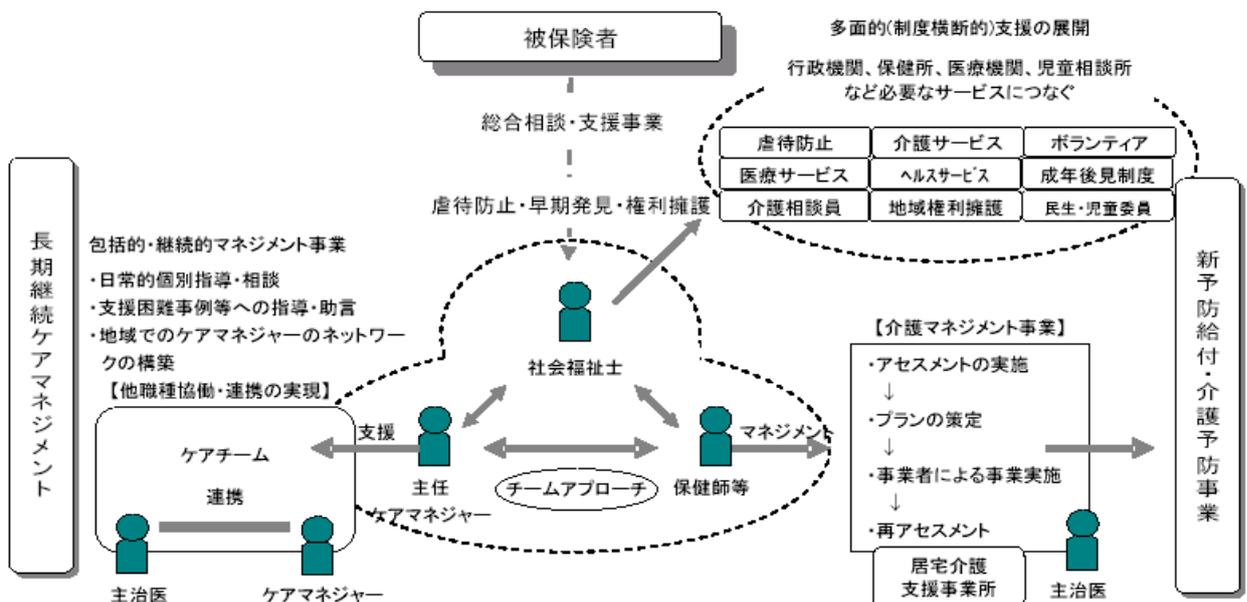
担当地域：稲毛海岸1~4丁目、幸町、新港、高洲、高浜



「外 観」



「相 談 室」



## 基本方針Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり

美浜区は、人工的に造られた埋立地であり、歴史も浅いため、地域での共通な文化が育っておらず、「向こう三軒両隣」のような関係や、地域コミュニティの形成が充分でない地域もあります。

しかし、少子・高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化により家族だけでは介護しきれない状況や問題も生まれてきています。

また、障害を持つ人も、地域の中で地域の人たちと共に生活していける環境が大切です。

こうした状況の中で、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくるために、生活の仕方や価値観、考え方が違う市民がお互いに知り合い、理解しあい、自然に助け合いや支え合いの気持ちの持てるようなコミュニティをつくる必要があります。

障害のあるなしにかかわらず、大人も子どもも自分にとって居心地のよい場所「子どもたちが放課後集まって安心して遊べる場所や高齢者や子育て中の家族が気ままに集い、話ができる場所など」があれば、生活も楽しくなり、地域でいろいろな人との交流や新しい出会いや生きがいつくりの場も生まれます。

余暇を利用して興味関心のあることを学習し、それを地域活動・人々との交流へ活かしていけるような場もあれば、いきいきとしたコミュニティになるでしょう。

また、病気や介護が必要になったりしても安心して地域で暮らすことができること、当事者だけでなく、介護する人や一緒に生活する家族にとっても負担にならないこと、そういう体制を整えることも重要です。

また、さらに、高齢者や障害者の方の移動手段が確保され、行きたい所に自由に行けるようになれば、自己実現や日常生活の暮らしやすさにつながります。

### 6 居場所、交流の場づくり



放課後集まって安心して遊べる場所のない子どもたち、相談する相手も無く家の中で子育て中の親、外に出かけたいけれど、どこに行く当てもない高齢者や、地域とかかわりを持ちたいけどなかなか踏み出せない障害者など、そんな方たちが、身近な地域で、気軽に自由にふらっと立ち寄れる場（フリースペース）があれば、引きこもりなどにならずにすむかもしれません。また、地域で暮らす高齢者・障害者それぞれがさらに暮らしやすくするため、地域の人々の理解と心のバリアフリーの推進も求められています。

そのためには、高齢者や障害者自身が地域へ積極的に出て行くことができ、地域もそれを受け入れお互いに交流できる場を整える必要があります。

地域の公民館やコミュニティセンターは、利用を希望するサークル・団体の数に対して部屋数が充分でなく、また、使用時間や使用目的の制約があるなど使い方が限られてしまいます。しかし、地域には、学校、保育所、幼稚園、マンション・公営住宅

や町内自治会の集会所、空き店舗などいろいろな施設があり、これらの既存施設を居場所、交流の場として使えるようになると活動の幅や行動範囲が広がります。

地域のつながりが薄れてきた今日、互いに助け合い、支え合い、安心して住み続けられるような地域社会を実現するため、顔の見える地域づくりのための交流の場は大切です。子供達も小さいころから、社会にはいろいろな立場・境遇の人がいるということを自然に知ることができ、交流できるコミュニティーをつくっていくことが大切です。

#### フォーラムでの意見

- ・ 普段、高齢者と同居していなくて、高齢者と子どもの触れ合う機会が少ない。また、引きこもりがちになる高齢者が増えている。
- ・ 地域で障害のある子とない子が共に遊び学ぶ機会が少ない。障害に対する理解が進まない。
- ・ 地域活動の拠点がない。
- ・ 子どもが安心して遊べる場所がない。
- ・ いろいろな障害者の福祉施設が美浜区にはない。

#### 活動事例

##### ー ディアフレンズ美浜での地域交流の取組み ー

○障害者施設として、「地域の皆様とともに暮らしたい、地域の方々と交流をより深めたい」を目指し、町内会員活動、また地域交流スペースを地域に開放、コンサートやサークル活動が実施されている。

現在は、後援会（会員数約180名）が中心となり、施設年間行事へボランティアとして協力し、地域との架け橋となっている。



「クリスマスコンサート」



地域の人たちとの「餅つき」

一 稲毛第二小学校「いのちの森の日」一

○概要：校庭の片隅に作られた学校ビオトープ（いのちの森）を使って月に1回行われる自然観察を中心にしたイベントで、地域の人との交流の場になっています。

グループ2000、稲浜公民館、稲浜中学校区育成委員会と青少年相談員、保護者及び学校の協力で行われています。

○イベントの内容：自然観察やビオトープ整備のほかに、季節を取り入れた活動があります。たとえば、ホタル鑑賞会、流しそうめん、木の枝や木の実を使ったクラフトづくり、クリスマス会など。その他にも校庭にかまどを作り七草粥やカレー、豚汁などを作ったり、森の中で行われるお茶会「野立て」を開いたりして、地域の人と共に楽しんでいます。



ビオトープの「自然観察」の様子

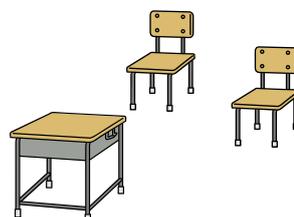


「流しそうめん」の様子

取組（13）小中学校の余裕教室・空き教室活用

小中学校はだれもが行きやすい場所にあり、調理室、工作室などの設備もあるので、活動の場として利用できることが期待されています。地域の人が学校に出入りすることは、子どもとの交流も生まれ、子どもを地域で見守り育てること、地域の教育力の活用にもつながります。しかし、セキュリティ、児童の個人情報の管理や施設改修費用等の問題もあり、なかなか進まないのが現状です。

しかし、空き教室を利用した高齢者が集う「いきいきサロン」や、空き教室を改修した「いきいきセンター」としての利用などの事例を参考に、今後、地域の実情に合わせて、その担い手と学校、教育委員会など関係者で検討を行ない、活用を進めていきます。



主な担い手

- ・町内自治会 ・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティア、NPO ・行政

主な役割

(個人)

- 市民同士の交流を持つ。
- 行事、イベントへ参加する。

(地域の団体)

- 交流の場を設定する。
- 行事、イベントを開催する。
- 学校は交流の場、機会を提供する。
- 地域福祉活動における小中学校の利用を活発にする。
- ふれあい・いきいきサロンの充実

活動事例

— 磯辺第一中における「空き教室」の活用 —



磯辺第一中学校の「空き教室」は、「磯辺地域ルーム」として地域の組織が管理運営を行うことにより、地域における組織活動の場として活用されている。

地域活動の様子

### 取組（14）フリースペースの設置場所の確保と運営管理体制の検討

自由気ままに集まった人で好きなことをするフリースペースが、身近なところに作られることが必要とされています。子ども・子育て中の家族、高齢者、障害者などそれぞれが独自に集まる場として、あるいはだれでも参加できる制約のない場として、その対象によっていろいろな形が考えられます。現在、美浜区に実施例は少なく、まず、ニーズを把握し、経験者・当事者とともに、設置場所・その運営や管理の方法などを検討していきます。対象者別のもの、だれでも参加できるものなどいろいろな形のものがあり、自分に合った場を選べるようにすることが大切です。

#### ○知的障害児の親と子のフリースペース

放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がなく、

自由に気軽に集まれる場・交流の場としてフリースペース設置が望まれています。

まず、特殊学級や養護学校に通う保護者の方にアンケート調査を実施しニーズを把握し、家族が何でも話せる会など、小さな集まりから始めて少しずつ広げていきます。

たとえば、家庭での療育に役立つ道具や遊びを用意して好きなことができる場、また地域の方々との交流の場などへと発展させます。

運営方法は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形態などが、考えられます。

#### ○精神障害者が気軽に集えるフリースペース

美浜区には精神障害者が気軽に集まる場所がなく、社会に出るきっかけがつかめな  
い人が多いため、地域で自由に過ごせ仲間づくりができるフリースペースが必要とさ  
れています。

当事者とその家族が中心に運営できるよう、地域住民、ボランティア、医師、行政  
が連携し、働きかけ（きっかけづくり）・支援を行い、その後の社会復帰にもつながる  
ようにします。さらに、そこに集まったメンバーを中心に、共同作業所の設置、ピア  
サポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパー※など障害者同士が助け合いながら仕  
事ができる体制づくりも検討していきます。

※ピアサポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパーなどのピアとは、英語で Peer  
「仲間」という意味で、仲間（当事者）同士で対等の立場で行う援助のこと。

#### ○だれでも参加できるフリースペース

いわゆる児童館の代わりになるような子どもたちの遊び場として、また、子育て中  
の家族の息抜きや情報交換ができる場として、歩いていける身近なところに設置され  
ることが望まれます。

さらに、高齢者や子育て経験者、障害者などいろいろな方が参加することにより、  
交流がひろがります。運営管理の方法や担い手についても検討していきます。

#### 主な担い手

- ・町内自治会・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティア、NPO



#### 主な役割

- （個人）
- 市民同士の交流を持つ。○行事、イベントへ参加する。
- （地域の団体）
- 交流の場を設定する。○行事、イベントを開催する。
  - 地域福祉活動における自治会館、集会所等の利用を活発にする。
  - 地域福祉活動における空き店舗、商店街等の利用を検討する。



### 取組（15）町内自治、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用

地域での集会施設が不足していますが、町内自治会や公営住宅、民間集合住宅の集会所などの中には、十分に活用されず、稼働率の低い施設もあります。

子育てサロン、中高年・父親同士の交流サロン、地域の子供や中高生の集いの場所としての利用、高齢者から子どもたちが気軽に集まって交流する多世代交流サロンや活動する場、ボランティアグループの事務所機能などの利用が考えられます。

地域の共有財産として、地域住民が利用できる施設の一覧表を作成するなど有効な方策を検討します。

主な担い手

- ・町内自治会 ・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティア、NPO



主な役割

（個人）

○市民同士の交流を持つ。○行事、イベントへ参加する。

（地域の団体）

○交流の場を設定する。○行事、イベントを開催する。

○地域福祉活動における自治会館、集会所等の利用を活発にする。

○ふれあい・いきいきサロンの充実



### 取組（16）空き店舗や、店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用したコミュニティスペースの提供と商店街の活性化

地域コミュニティの形成や、商店街の活性化する場として、店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用して高齢者や主婦等がゆっくりした時間で交流し、飲食も周囲店舗からも割安に提供を受けられる時間帯を構築します。

商店街の中に、そのような休息スポットをつくり、人とおしゃべりし交流する中から、ちょっとした相談をしたり、情報を得ることができる、そんないつでも気軽に立ち寄ることのできる交流場づくりを目指します。

主な担い手

- ・個人 ・町内自治会
- ・社会福祉協議会地区部会・ボランティア、NPO・同好会 ・商店街、商工会



主な役割

（個人）

○市民同士の交流を持つ。○行事、イベントへ参加する。

（地域の団体）

○交流の場を設定する。○行事、イベントを開催する。

○地域福祉活動における空き店舗、商店街を利用する。



## 7 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

区内の地域によっては、老朽化した大規模集合住宅団地を中心に、居住者に占める高齢者の割合が高いなど、世代構成に偏りが見られます。

こうした団地においては、団地内やその周辺地域の衰退化、コミュニティの希薄化、自治会活動の支障などの問題が生じています。

また、エレベーターのない5階建ての団地に住む高齢者は、買い物、ゴミ出しなど日常的な生活が困難となる事例も生じています。

美浜区には、65歳以上の高齢者は26,927人で高齢化率は17.9%（平成22年9月30日現在）と、千葉市内6区の中では比較的低い状況ですが、60～69歳の人口構成が他区に比較して高く、今後、高齢化率の急激な上昇が予測されます。

だれもが、住みなれた地域で安心して生活を続けるには、さまざまな支援体制が必要です。いつでも気軽に相談できること、介護・看護が十分に受けられること、往診・訪問診療をする医師が確保できて安心が得られることなどのほか、介護の担い手に対する支援も大切です。

美浜区には、高齢者が、何らかの支援が必要となったとき、本人や家族が気軽に相談できる身近な窓口として、あんしんケアセンターが2ヶ所(みはま苑、セイワ美浜)設置されています。また、地域の医療機関と海浜病院との連携も実施されています。

また、在宅での介護や医療のための訪問診療、訪問介護、訪問リハビリ、訪問歯科が実施されており、その利用を促進します。

### フォーラムでの意見

- ・エレベーターがない5階建ての集合住宅では、高齢者は、ゴミだし、買い物など日常生活に不便を感じている。
- ・自宅に住み続けたいが孤独死が心配、かといって施設には入れないし入りたくない。
- ・在宅介護のバックアップ体制が不足していて、家族に負担がかかっている。

### 取組（17）障害者や高齢者の地域での交流促進による自立促進 （雇用促進）

障害者や高齢者が地域で自立した生活ができるよう、地域住民との交流・コミュニティ作りを促進します。

障害者は、地域で生活することを中心に考えるようになり、地域住民等が障害者の自立を積極的に支援する必要があります。しかし、それらの人たちが必要とする支援はどんな支援なのか、的確に理解する必要もあります。また、高齢者についても地域

## 基本方針Ⅲ 誰もが暮らしやすい環境づくり

住民からどんな支援が必要なのか理解してもらうことも必要です。そのため、障害のある人も高齢者も、地域で自立していくためにも積極的に地域と関わりを持つことが必要です。

まず、地域として、障害者や高齢者の憩い・交流の場などの提供に努め、地域や社会への参加を呼びかけます。そこから、自立へ向けた日常的な相談や日常生活の支援、また、地域での雇用促進を図るNPOや、民間企業等の協力を得て、技術や知識を身に付ける機会の提供、また、それらの情報提供などから、雇用の場の確保にもつなげます。

### 主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・社会福祉協議会地区部会
- ・町内自治会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者 ・行政



### 主な役割

#### (個人)

- 思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを尊重する。
- 障害者や高齢者への理解を深める。
- 市民同士の交流を持つ。 ○行事、イベントへ参加する。
- 情報を伝え合う。
- 外出支援などのボランティアへ参加する。

#### (地域の団体)

- 交流の場を設定する。 ○行事、イベントを開催する。
- 行事、イベントの開催は、高齢者や障害者が参加しやすいように配慮する。

- 地域に情報を伝える。
- ふれあい・いきいきサロンの充実

#### (福祉事業者)

- 知識・技術の習得の機会を提供することや就労支援をする。



## 取組(18) 近所に、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。 (地域、在宅医療福祉の促進)

自宅で療養しながら生活する高齢者、障害者にとって、常に相談できる身近な医師がいる、また、小さな子どもがいる家庭にとっても、休日・夜間に身近なところで医師に受診できることは子育てなどの安心につながります。

病気の予防や早期発見のために、自分の体の状態をチェックし、何か心配な点があれば相談できる、自分の健康状態を把握してくれる身近な医師がいれば安心です。病気になっても地域で安心して暮らすために、身近な医師と顔なじみになっておくこと気軽に相談できる地域の「かかりつけ医」を持つ努力が必要です。また、地域でも、たとえば、地域で病気予防や急病時の対応についての話をしてもらう機会を作るなど、

医師にも積極的に地域と関わりを持ってもらう努力も必要です。

今後、在宅で過ごす高齢者、障害者、小さな子供のいる家庭、難病患者なども安心して生活できるように、地域住民と地域包括支援センター（あんしんケアセンター）および開業医と医療機関が行政も含めて往診などの在宅医療について検討する協議会の設置なども必要です。

主な担い手

- ・個人 ・町内自治会 ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会地区部会 ・医療機関
- ・医師、医師会、歯科医師会 ・行政



主な役割

（個人）

- 常に、自らの健康に関心を持つ。
- 近所にどんな病院があるか、また、休日診療、夜間診療、訪問診療、訪問看護等のある病院を知っておく。
- 相談ができる、かかりつけ医を見つける。

（地域の団体）

- 近所にどんな病院があるか把握する。
- 地域の病院について、情報を伝える。
- 地域の病院や医師に、地域の行事への参加等、地域との交流の機会を作る。



8 災害時における要援護者への避難支援

近年、日本各地で台風による水害や、新潟・中越地震などの地震災害が相次いで発生しました。災害発生時には、障害者団体からの要望を組み入れた、高齢者や障害者等の災害時要援護者への対応が求められています。

また、災害時に情報をどのように提供するのか、安否確認や避難誘導は誰がどのように行うのか、避難所での生活は誰がサポートするのか、避難所のルールが理解できない人たちや生活習慣の違いに馴染めずに気持ちが不安定になる人へのサポートはどのように行うのかなどについては明確にする必要があります。

美浜区は埋立地にできた街であるだけに、災害時の対策が特に重要であり、情報の入手や避難対策に特段の手だてが求められる障害者などから不安の声と要望が多く聞かれます。

国が全国市町村に「市町村の災害時要援護者支援に係る全体的な考え方」を明らかにする「避難支援プランの全体計画」の策定を求めたことから、千葉市においても、「千葉市災害時要援護者支援計画」が策定されました。

本計画は、避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、災害時要援護者情報の収集・共有の方法、避難準備情報等の発令・伝達、支援体制など、本市における災害時要援護者対策の基本的事項が定められています。

地域の民生委員・町内自治会・住民はこの計画に沿った支援体制の構築に努めます。

フォーラムでの意見

- ・地域から孤立した高齢者は、孤独感や不安感が強くなる。緊急事態に援助が受けられない可能性がある。
- ・災害時に、障害者、高齢者およびその介護者が避難するには、手助けが必要、また、どこに住んでいる人が対象かが事前にわからないと対応が難しい。

取組（１９）障害者・要介護者等の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

それらの人たちの避難支援のため、市が策定した「千葉県災害時要援護者支援計画」に沿って、避難訓練、避難所体制作りなど、地域での支援に取り組みます。

まず、「要援護者名簿」により、地域の高齢者や障害者など、そのような手助けの必要となる人たちを把握しておく必要があります。

そのような「災害時要援護者」と言われている人たちから、災害が起きた時にどのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておくようにします。

防災訓練の時に申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、自主防災組織の協力により、以下の様な支援者の訓練を同時に行うようにします。

- (1) いつも誰でも見守り合い、助け合える体制づくり
- (2) 停電などによってエレベーターが停止した場合、車椅子の要介護者を高層階から降ろす訓練の実施
- (3) 障害者、要介護者、要支援者を避難場所に誘導する訓練の実施（平日の昼間時は中高学生の協力が必要）

また、そのような人の中には避難所生活を送るうえで、障害の種類により特別な配慮を必要とする人がいることが考えられます。その点についても、ボランティアの人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための避難所運営マニュアルの作成や研修の実施を検討します。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会 ・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティア、NPO・社会福祉事業者 ・行政

避難場所



主な役割



(個人)

○近所に、どんな支援を必要とする人がいるか知っておく。

○災害時の要支援者にはどんなボランティアがあり、何ができるか知っておく。

(地域の団体)

○「要援護者名簿」により、地域の高齢者や障害者などを把握する。

○「地域でつくる災害マニュアル」に要支援者への必要なサポートを自主防災組織や近隣住民などと連携し役割分担を決めておく。

○「避難所運営マニュアル」を作成し、要支援者への配慮や対応を載せる。

9

交通手段の充実

誰もがいきいきと暮らすためには、行きたい所に何時でも行ける交通手段の充実が欠かせません。

ところが、現状は、低床バスの不足、福祉バスや各種移送サービスが少なく、今ある交通機関を見直し、足りない部分に新しいサービスを導入することが必要です。

移動制約者の買い物や通院、郵便局、駅、公共施設などと住宅地を結ぶ、限りなくドアツードアの生活密着型公共福祉サービスが受けられるようにすることです。

そのためには、従来路線バスのルートの見直し、バス車体の低床化、福祉バスや各種移送サービスの導入が緊急の課題となりますが、千葉県バス協会やタクシー協会では、その必要性は充分認識しているものの、自助努力だけでは対応は困難とのことで、公的資金を投入した第3セクター方式かNPOなどの民間活力を利用する方法の検討も必要です。

また、隣近所の付き合いや個人的な好意からの送迎や、送迎ボランティアに取り組む場合、駐車場の問題や、事故による補償が善意の移送者個人の責任となることもあり「送迎サービス補償保険」の加入などの検討が必要です。

取組（20）地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進



地域の高齢者や身障者および病気治療者などが、病気治療、施設で介護サービス、公的機関、買物等により外出する必要がある場合のために、それらの場所と住宅地とをできるだけドア・ツー・ドアで移動し易くなるような交通手段が必要です。

従来の路線バスルートの見直し、バス車体の低床化、福祉バスや各種移送サービスの地域への導入について、バス、タクシー事業者との協議により推進します。また、地

域 NPO、ボランティア等が謝礼（実費）程度で移送支援を行う送迎ボランティア活動を推進します。

※道路運送法の有償の考え方

NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償にふくめない。

主な担い手

- ・町内自治会・民生委員・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティアグループ、NPO・社会福祉事業者
- ・行政（国・県・市）・運送事業者

主な役割

- （個人）
  - 送迎ボランティアに参加する。
  - 障害者や高齢者への理解を深める。
- （地域の団体）
  - 地域でどんな交通手段を必要としているか調べる。
  - 送迎ボランティアに取り組む。
  - バスルートの見直しや福祉バス、地域の移動サービス導入について、バス、タクシー会社と協議する。

活動事例

— 磯辺・真砂地区の大きいそ丸、小さいそ丸の事例 —



「大きいそ丸」※

導入されました。その後、循環バスである「大きいそ丸（大回り）」、「小さいそ丸（小回り）」と命名した路線の導入に至りました。

（※写真の車両は、導入時の車両とは車種が異なります。）

磯辺・真砂地区には、当初、新検見川駅などの駅と海浜病院等の地区の主要個所を結ぶバス路線が通っていましたが、その背後には路線から外れた、陸の孤島と呼ばれるような地区も存在していました。そのため、同地区の町内会が中心となり、既存のバス路線から外れた地区へのバス路線導入について、バス協会へ働きかけました。

地域への新路線導入には、路線料金設定等の問題などがありましたが、試行錯誤を経て、同地区内へ海浜病院と稲毛駅を結ぶ路線が導入

## 基本方針Ⅳ 福祉を支える仕組み（活用）と人づくり

新しい福祉文化を創造し、地域での自立生活支援を美浜区を基盤に展開していくためには、地域福祉を進めていくための仕組みの活用と主体となる人づくりが必要です。

第1に、介護保険制度や障害者自立支援制度などの福祉サービス制度がありますが、こうした社会制度を市民が主体的に利用できる仕組みになっているか、主体的に利用するためにはどのようなすればよいのか問題をとらえ、制度の活用に取り組みます。

第2に、法制度は対象者及びサービスの範囲が限定されますが、私達の暮らしはトータルなものです。暮らしが分断されないために、上記の取り組みと同時に、ボランティア活動などの市民による支援（家族、友人、親戚、近隣の人、セルフヘルプグループにより提供される個別のニーズに合わせた固有の援助）が必要であり、それに加わる人々の主体づくりと効果的な活動の場が必要です。

第3に、安心できる暮らしを確立するには、保健・医療・福祉の連携が不可欠です。美浜区にはその機能を発揮する施設があり、従事する人々とそれに関係する団体があります。地域にあるそれら施設などのネットワークはまだ十分とはいえず、資源を生かすための十分なネットワークが構築できれば、より安心して暮らせる美浜区づくりに大きく前進することが出来ます。

また、足りない資源があれば充足させるための施策を求めていくことも必要です。

地域の住民が資源を生かし生み育ててゆくことが大切です。

第4に、上記に取り組むには、市民の社会福祉への理解と関心を深め、活動に参加する力を養う福祉教育や社会福祉に関する学習活動が重要になります。地域福祉の担い手を育てることが大切です。

第5に、行政と市民の新しい協働関係の課題です。美浜区での地域福祉計画を推進するためには、行政・社会福祉事業者・市民が連携できるようなシステム面とともに、財政面からも、運営管理面からも検討が必要です。行政と市民の信頼関係を作り上げ、市民の暮らしに目線を据えた協働が不可欠です。

### 10

### 社会福祉協議会の利用促進

社会福祉法では、社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な役割を果たす団体として位置づけています。

社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、市民主体による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、まちづくりなどに公共的な立場から取り組んでいます。

本格的な地域福祉の推進の時代にあって、「地域福祉活動計画」の策定に取り組み、地域住民の福祉の関心や意識を高めるとともに、地域住民や諸団体の協力や参加、協

働による多様な福祉活動やサービスの推進を図ることにより地域福祉推進の中核団体としての大きな期待が寄せられています。「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」はどちらも地域福祉の推進を目指すものであることから連携することで、お互いの計画を推進することが必要です。

フォーラムでの意見

- ・市民による高齢者向け福祉サービスについて、資金力がなく困っている。社会福祉協議会からの財政的支援が欲しい。
- ・これからの担い手として頑張ってもらいたい。
- ・社協と地区社協の連携が充分とれていない。



取組（21）日常生活自立支援事業の利用促進

自分の意思は示せても、物忘れや判断能力の衰えなど、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することに不安な高齢者や、知的・精神障害者の方で、家族等による生活支援が困難な場合に、生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。また、事業を利用することで、振り込め詐欺などの被害防止にもつながります。

本市では、千葉市社会福祉協議会の「千葉市成年後見支援センター」でこの事業を実施しています。相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれます。実施体制を整備充実するとともに、地域においては、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の内容が、まだ十分に知られるには至っていません。そのため、地域に事業の周知を図ることや、利用を必要とする人に対し、事業の利用がスムーズに行われるようサポートするなど、利用を浸透させるために、地域でできることに取り組みます。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会 ・社会福祉協議会
- ・ボランティア、NPO ・社会福祉事業者

主な役割

- （個人）
  - 制度を知るとともに相談窓口を知っておく。
  - 制度の利用を考える。
  - 支援が必要な人に制度について伝える。
- （地域の団体）
  - 団体内で、制度を理解し周知する。
  - 地域に制度や相談窓口を周知する。



## 取組（２２）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者、知的障害、精神障害など、判断能力が不十分な人の権利侵害や振り込み詐欺などの被害を防ぐとともに、その権利を保護するため、本人の判断能力に応じ、法律行為や、財産管理などを行うことを目的とした制度で、高齢化が進む中で、その必要性や利用が進むと見込まれます。しかし、裁判所への申請件数は、まだ少なく、制度の周知や利用促進が必要です。

そのため、申立て費用を負担することが困難な方に対して、千葉市が申立て費用及び後見等業務に係る後見人等の報酬を助成する制度や、本人自らが申立てできず、また身寄りがいないなどの理由により申立てができない場合には、市長が家庭裁判所に申立てを行う制度もあります。

地域で制度の周知と、利用を必要とする人に対し、制度の利用がスムーズに行われるようサポートするなど利用を促進します。また、現在、後見人が不足しており、千葉市社会福祉協議会の「千葉市成年後見支援センター」では、地域で成年後見制度を支えていくために、一般市民の方が将来市民後見人として活動できるように、養成も行っていきます。これら、地域でできることに取り組みます。

### 主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会 ・社会福祉協議会
- ・ボランティア、NPO ・社会福祉事業者

### 主な役割



（個人）

- 制度を知るとともに相談窓口を知っておく。
- 制度の利用を考える。
- 支援が必要な人に制度について伝える。
- 市民後見人に取り組む。

（地域の団体）

- 団体内で、制度を理解し周知する。

## 11 「福祉意識の醸成」・「人権意識確立」

一人暮らし高齢者や障害者が地域で生活していくためには、何よりも地域住民の理解が必要です。

しかし、点字ブロックの上に自転車が停めてあったり、身体障害者用の駐車場に一般の車が停めてあったりします。

地域の住民は、障害や障害者について、また、その人たちのために整備された設備について、正しい理解や認識を持つ必要があります。

小中学校では、総合的学習の時間を活用して障害者とのふれあいを深め、理解と福祉意識を高める取り組みを行うところが増えてきました。

高齢者や障害者に対する正しい理解を持ち、排除されやすい人に共感を持って、障害の有無や年齢、性別、国籍など、偏見や差別のない「心のバリアフリー」の醸成に努め、地域住民がお互いに尊重しあえる地域社会づくりに取り組みます。

#### フォーラムでの意見

- ・一部の障害をもった方が、早朝にゴミ出しをしている。障害の姿を見られたくないという意識が働いている。
- ・精神障害者のグループホーム、作業所等施設を作る時、迷惑施設として反対される。
- ・自閉症の子どもを持つお母さんが「子どもがバス中で騒いだりすると乗客の多くが振り返るので、その視線が辛い。そのため、後部座席でなく前部席に座るようにしている。」これはひとつの事例だが、もっと障害に対する理解を深めて、心のバリアを無くして欲しい。



#### 取組（23）誰もが隔てなく暮らせるまちづくり

バリアフリー化を促進するために交通バリアフリー法が施行され、高齢者や障害者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、行政による道路、駅、建築等生活環境での段差の解消、点字ブロック、スロープやエレベーターの設置などの物理的なバリアの解消に向けた取り組みが進められています。

しかし、地域の住民が点字ブロックの上に自転車を停めるなどしていたのでは、せっかくの整備も意味がありません。地域でも、この物理的なバリアフリーとともに「心のバリアフリー」に取り組みます。

心のバリアが生まれる原因は、お互いが理解するための交流の機会が少ないことやコミュニケーション不足が上げられます。子どもと高齢者、障害のある人とない人、日本人と外国人との交流の場づくりが大切です。地域の行事やイベントなどにおいても、すべての人が参加しやすくする配慮や呼びかけに努めます。地域の情報を伝える場合にも、文字の大きさ、点字版、外国語版など、隔てなく伝えられる工夫や配慮に取り組みます。

地域で取り組める、お互い理解し尊重し合い、だれもが隔てなく安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### 主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・社会福祉協議会地区部会
- ・町内自治会 ・ボランティア、NPO ・社会福祉事業者
- ・地域の商店街、事業者 ・同好会 ・行政

主な役割

（個人）

- 思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを尊重する。
- 高齢者、障害者、子ども、親子、外国人への理解を深める。
- 違法駐車・違法駐輪をしない。
- 電車・バスで席をゆずる。
- 困っている人を見かけたら声をかける。

（地域の団体）

- 事業者は駐車場・駐輪場を整備する。
- 事業者施設のバリアフリー化
- 道路の清掃、整理
- 看板、商品を道路に置かない。
- 行事、イベントの開催は、高齢者、障害者、子ども、親子、外国人市民が参加しやすいように配慮する。
- 学校等における福祉教育を充実する。



取組（24）地域で高齢者虐待や児童虐待を予防

核家族化、共稼ぎ、ひとり親世帯、親族・近隣・友人からの孤立など、子どもを産み育てる母親の環境が厳しい状況にあります。また、少子・高齢化が進み、家族だけでは介護を必要とする高齢者の介護がしきれない状況も生まれています。

このような状況のなかで、家庭で児童や高齢者などに対し暴力をふるうなどの虐待が深刻な問題となっています。

虐待については、公的機関の専門的立場での対応が求められますが、地域においては、その予防の面からも、身近で虐待が行われている様子が感じられたら、行政などの関係機関へ相談することや通報することが市民の役割です。地域のなかで、問題を抱えた人を発見した時は、速やかに地域の民生委員・児童委員や行政等の関係機関に連絡し必要な支援につなげます。

また、一旦、解決した後も、再発を防止するため地域で関係機関と連携して見守りを続けます。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・社会福祉協議会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・町内自治会
- ・ボランティア、NPO ・社会福祉事業者 ・行政



主な役割

（個人）

- 子育てや介護に一人で悩まず、周囲や相談窓口へ相談する。
- 日頃から、地域に関心を持つ。
- 近隣の人間関係を深める。
- 相談窓口を知っておき、相談をうけたら情報を伝える。
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 異常を感じたら相談や通報をする。

（地域の団体）

- 支援を必要としている人見守る。
- 相談窓口を知っておき、相談をうけたら関係機関へつなげる。
- 個人のプライバシーを尊重する。
- 声かけ、見守り活動を、地域での運動に広げていく。
- 他の地域団体、行政との連携を図る。



取組（25）福祉教育の実践

福祉教育を進めるうえで、地域の福祉に関わる人々や福祉拠点から学ぶことが大切です。人間は、様々な体験を通し実感することでやさしさや思いやりが育まれます。

そこで、地域に住む福祉課題を持った当事者や家族、支援者と交流すること、地域の福祉拠点でボランティア、職場体験をすることで、社会問題への関心を高め、地域社会の一構成員として社会づくりに参加する意義を深めます。

また、小、中、高校における「学校での福祉教育の充実」、福祉の現場で働く人たちの「福祉人材に対する資質向上を目指した研修」、一般や職業分野での「福祉啓発のための取り組み」も大切です。



主な担い手

- ・民生委員 ・町内自治会 ・小、中、高等学校
- ・社会福祉協議会 ・社会福祉協議会地区部会
- ・ボランティア、NPO ・社会福祉事業者 ・行政

主な役割

（個人）

- 思いやりやいたわりの気持ちを持ち、お互いを尊重する。
- 高齢者、障害者などへの理解を深める。
- 学校の福祉教育や福祉学習に協力する。



（地域の団体）

○自治会、地区社会福祉協議会、社会福祉施設等が連携し、福祉教育や学習の支援や協力に取り組む。

○福祉事業者は、体験学習の場や専門的な知識・情報を提供するなど、地域における福祉学習を支援する。

## 12 ボランティアセンターの活用促進

美浜区のボランティアセンターは、美浜保健福祉センター（社会福祉協議会美浜区事務所）の中にあり、地域ボランティア活動の活動拠点としての役割を担っています。ボランティア活動に関する相談、広報、情報の提供等を通じ、ボランティア活動が推進されるよう支援しています。

- 1 相談・紹介  
ボランティア活動を始めたい人、ボランティアを必要とする人や福祉施設・団体からの相談の受け付けと紹介。また、ボランティア活動をしたい人の登録
- 2 広報・啓発  
児童・生徒を対象とした福祉教育の推進、ボランティア活動に関する講師の派遣を通じて、ボランティア活動の啓発
- 3 情報の収集・提供  
情報紙の発行、ボランティア活動に関する資料や情報の収集・提供。
- 4 講座・研修会の開催  
ボランティア活動について学びたい人、すでに活動中の人に、各種ボランティア体験講座や研修会の開催や、体験学習教材やボランティア活動に関するビデオの貸出
- 5 活動支援  
各種研修会の開催をはじめ、資機材、会議室や印刷機の貸し出し、ボランティア基金の運営、ボランティア保険の取り扱い等の支援
- 6 連絡調整  
ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアグループや関係機関等との連絡・調整
- 7 調査・研究  
地域におけるボランティア活動に関する調査・研究等

以上の支援を行っており、地域ボランティアの活動拠点として、より多くの住民に利用され、地域のボランティア活動が推進されるよう、地域で活用促進に取り組めます。



美浜保健福祉センターの2階に所在



「美浜区ボランティアセンター」



「美浜区ボランティアセンター」入口



「受付」の様子

### フォーラムでの意見

- ・病院に手話通訳のボランティアがない。
- ・男性と若年層のボランティア活動参加が少ない。

### — ボランティア活動4原則 —

#### 1 自主性・主体性

他から強制されたり、義務としておしつけられたりするものではありません。  
個人の意志に基づいて行う活動です。

#### 2 無償性・非営利性

金銭による報酬を期待して行うものではありません。活動への参加によってお金では得られない出会いや、喜び、感動をえることができる活動です。

#### 3 社会性・連帯性

特定の個人・団体の利益、特定の思想・宗教のために行われるものではなく、その成果が広く人々や社会に利益をもたらし、誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるように、お互いに支え合い、学びあう活動です。

#### 4 先駆性・創造性

現状に甘んじることなく、常に拓かれた視点から活動を見直し、今、何が必要とされているのかを考えながら、よりよい社会を市民の手で創る活動です。

活動事例

一 「ボランティアみはま」による  
病院ボランティア・地域ボランティアの事例 一

名称：ボランティアみはま

目的：無償を原則に社会福祉の発展に寄与する

会費：100円/月

会員数：平成22年4月現在 57名（ボランティアの参加者を募集しています。）

延べ活動人員：（平成21年度1，163名）

○病院ボランティア

市立海浜病院では、平成7年から地域住民によるボランティア活動が行われ活動が定着しています。

（病院内での活動内容）

- ・総合案内（受付ホール）・おしぼり作成（入院患者身体清拭用）
- ・器具機器等の点検と小修理、・クリスマス行事のお手伝い



「病院ボランティア」の様子

○地域ボランティア



「子育て講演会のお手伝い」の様子

美浜保健福祉センターを活動の場として取り組んでいます。

- ・区健康課の主催の育児教室、子育て講演会のお手伝い。
- ・ほのぼのの教室（高齢者や障害者の交流、調理実習、健康相談等）の開催



## 取組（26）美浜区ボランティアセンターを活用したボランティア活動への参加推進

近隣住民同士のボランティア活動は、交通費、移動時間がかからない、地域の実態をよく知っているなどのメリットがあります。今後は、電球の交換、買い物の付き添いなど、地域住民の生活上の問題解決を支援する、日常生活型ボランティアの需要も見込まれています。しかし、ボランティア活動を始めたいと思っても、きっかけを見つけられずに、地域に埋もれている人材もあります。

ボランティアの需要と供給の橋渡しや、活動についての相談、情報提供、講習会等による知識や技術の習得など、地域のボランティア活動の拠点として美浜区ボランティアセンターが行う支援が活用されるよう周知し、地域に密着した極め細かなボランティア活動を推進します。

### 主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会 ・社会福祉協議会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者

### 主な役割

（個人）

- 地域の生活課題について認識を持つ。
- 知識や経験が生かせる、地域の福祉活動に参加する。
- ボランティアセンターで行っている事業について知っておく。  
（地域の団体）
- 地域の生活課題について認識を持つ。
- ボランティアセンターで行っている事業について、地域へ周知する。
- 地域の知識や経験を持つ人材を発掘
- 福祉活動への参加の促進と支援
- 地域の福祉活動や社会福祉施設等との連携



## 取組（27）研修の実施などによるボランティアの養成と地域人材の活用（自分の力や特技を、地域のボランティア活動に生かそう。）

定年を迎えている団塊世代などで、ボランティア活動に興味を持ち、参加したいと思っている人が、地域活動に参加できるように地域で発掘、地域の福祉活動と結び、個人が仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術などを身近な地域で生かし、活動を通じ地域に還元できるように地域福祉活動への参加を促進します。

それとともに、ボランティアを育成するため、ボランティアセンターが行う研修などへの参加を促進し、福祉活動への理解や知識を深めます。

主な担い手

- ・個人 ・民生委員 ・町内自治会 ・社会福祉協議会
- ・社会福祉協議会地区部会 ・ボランティア、NPO
- ・社会福祉事業者  
(個人)

主な役割

- 地域の生活課題について認識を持つ。
- 知識や経験が生かせる、地域の福祉活動に参加する。
- ボランティアセンター等の講習会、研修会への参加  
(地域の団体)
- 地域の生活課題について認識を持つ。
- ボランティアセンター等の講習会、研修会を周知する。
- 地域の知識や経験を持つ人材を発掘
- 福祉活動への参加の支援
- 地域の福祉活動や社会福祉施設等との連携



## 各種計画の計画期間

| 計画の名称                                 | 所管課        | 計画期間   |        |
|---------------------------------------|------------|--------|--------|
|                                       |            | 開始     | 終了     |
| 千葉県地域福祉計画                             | 地域福祉課      | 平成23年度 | 平成26年度 |
| 新世紀ちば健康プラン                            | 健康企画課      | 22     | 24     |
| 市次世代育成支援行動計画（後期）<br>—夢はぐくむ ちば こどもプラン— | 子ども企画課     | 22     | 26     |
| 高齢者保健福祉推進計画<br>（介護保険事業計画）             | 高齢福祉課      | 21     | 23     |
| 千葉県障害者計画                              | 障害企画課      | 23     | 26     |
| 第2期千葉県障害福祉計画                          | 障害企画課      | 21     | 23     |
| 地域福祉活動計画<br>（第4次実施計画）                 | 千葉県社会福祉協議会 | 23     | 27     |

## IV章 計画推進に向けて

## IV章 計画推進に向けて

### 1 協働による推進（地域の住民、諸団体の連携）

地域福祉の推進においては、市民は単に福祉サービスの受け手だけではなく、その担い手としての役割があります。

地域福祉計画の推進は、子どもから高齢者に至る地域住民、町内自治会をはじめとする地域の諸団体、ボランティア、NPO、地域に関わる介護保険事業の介護事業者をはじめ、社会福祉協議会、行政、など幅広い人や団体の協働により推進します。

また、協働を進めるうえで、住民、地域の諸団体が連携を強めることが重要になります。

### 2 区地域福祉計画推進協議会の役割について

地域における、区地域福祉計画の推進状況を把握し、計画を円滑に推進するため設置されており、地域住民、町内自治会をはじめ地域の各諸団体等から幅広く選定された委員により構成されています。

協議会は、各地域や各種団体からの情報により、区計画に関する取り組みの進捗状況を把握し、計画推進に向け意見交換や議論を行い、地域の活動団体や関係機関との連絡調整や広報活動などに取り組むことにより、計画推進を図ります。また、それらの議論や取り組みを通じ、推進に向け把握された問題点は、見直し検討へとつなげます。

- 1 地域における地域福祉活動に関する進捗状況の把握
- 2 計画推進へ向けての検討
- 3 計画推進に向け、活動団体・関係機関等との情報交換及び連絡調整
- 4 区地域福祉計画の地域への広報
- 5 区計画の見直しの検討

#### 委員構成

地域住民（公募）、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者等

### 3 広報・PRについて

区地域福祉計画について、地域住民や地域の諸団体等に、知られているとは、まだまだ言えない状況です。

地域福祉計画の推進は、地域住民、町内自治会をはじめとする地域の諸団体、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、行政等、幅広い人や団体の協働により推進することから、まず、地域への広報周知が重要になります。

広報により、計画の内容そのものを知っていただくためのPRと、地域の活動団体へ福祉活動に関する活動事例の紹介などの情報提供を行うことにより推進を図ります。

広報の方法については、リーフレットや計画の概要版の各地域の諸団体への配布に

よる周知、「推進協だより」のコミュニティセンター、公民館等での配布や地域住民への回覧による周知、また、市や区などのホームページを利用したPRなどがあります。

### 4 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）との連携による地域福祉の推進

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」は、どちらも地域福祉の推進を目指すものであることから、社会福祉協議会とその地域活動団体である地区部会の活動と連携することで、お互いの計画を推進することが必要です。

### 5 その他、推進に向けてのポイント

#### (1) 取り組み事例に学ぶ

区内や他区には、優れた取り組み事例があります。地域で新たな取り組みを開始する際など、組織やその運営方法、取り組む場合の問題点やその対策や解決策など具体的な実践内容が分かり、取り組み推進に役立ちます。

#### (2) 担い手の発掘

町内自治会の役員、民生委員などのなり手を見つけることが難しいと言われる。しかし、地域には、ボランティア活動に関心のある方、また、退色された団塊の世代の方々など、技術や経験を持つ有能な人材も存在します。それらの人材を地域福祉の担い手として発掘する必要があります。

地域の福祉活動の担い手を発掘するには、地域の福祉活動の情報を提供することや、活動へ参加しやすい仕組みづくり、また、地域の生活課題について地域住民同士で共通認識をもつための勉強会や検討会の開催など、啓発が必要です。

#### (3) 活動拠点

地域で活動するにあたり、「活動拠点となる場所がない」という問題が聞かれます。新たに拠点となる施設を整備することは、大変、難しい状況です。地域に存在する資源である、集会所、空き屋、空き店舗の有効活用など工夫して、活動拠点の確保することが望まれます。

#### (4) 活動資金

活動が開始されても、活動資金の確保に至らず、活動が継続できないなどの問題があります。無理のない会費や利用料、行政からの補助や、民間企業の福祉活動への助成、共同募金の分配事業、地域のイベントでのバザー開催、地域での募金、地域の商店や事業所からの寄付など知恵を出し合い、活動資金の確保を図ることが必要です。



# 資 料 編

美浜区地域福祉計画推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浜区地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する美浜区地域福祉計画推進協議会(以下「推進協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、地域福祉計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 地域福祉計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 地域住民（ただし、第2号及び第3号に該当するものを除く。）
- (2) 地域福祉活動者
- (3) 社会福祉事業者
- (4) その他美浜保健福祉センター所長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進協議会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

2 推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進協議会開催に係る庶務は、美浜保健福祉センター高齢障害支援課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、美浜保健福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 平成22年度美浜区地域福祉計画推進協議会委員名簿

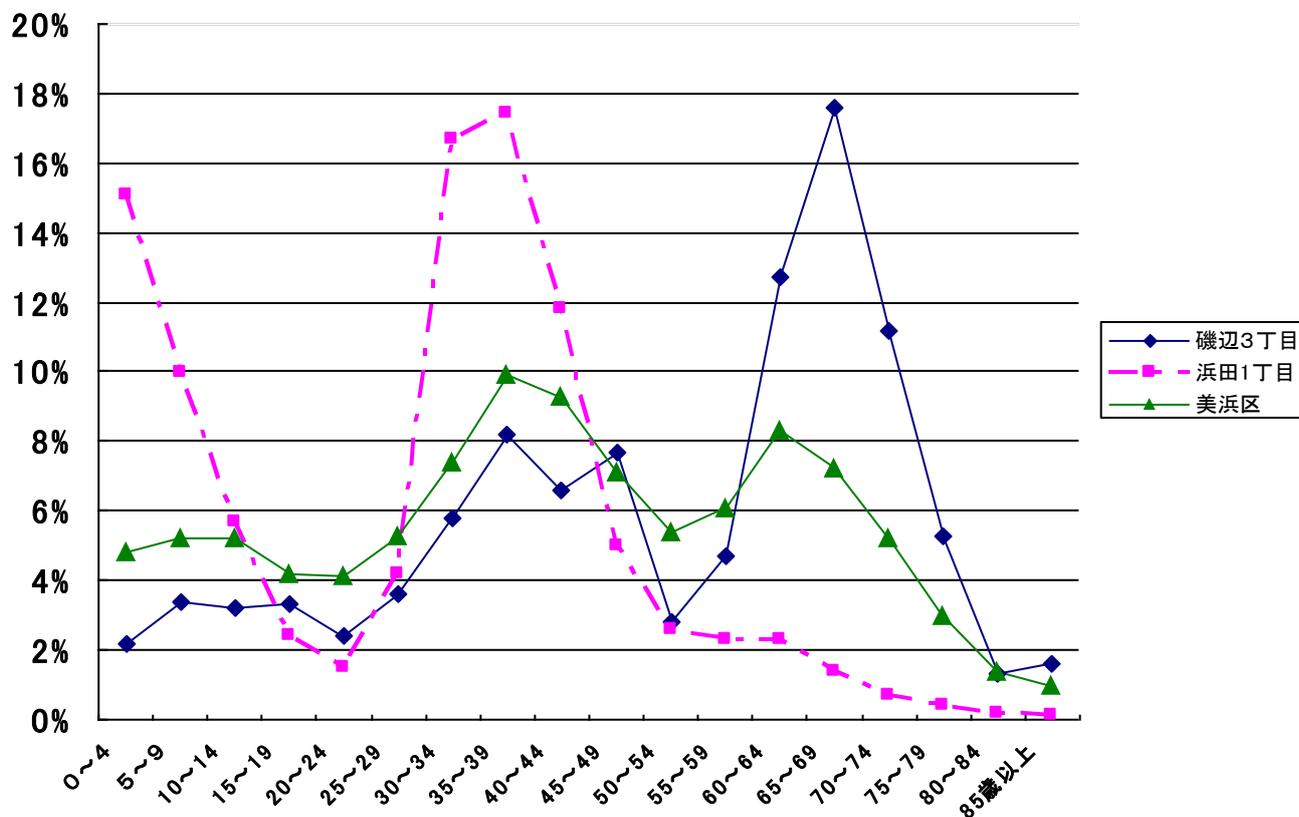
(敬称略、50音順)

| N<br>o | 氏名     | 所属団体等                 |
|--------|--------|-----------------------|
| 1      | 飯野 勝衛  | 公募 (委員長)              |
| 2      | 五十嵐 正之 | 千葉市社会福祉協議会打瀬地区部会      |
| 3      | 小椋 政子  | 千葉市ボランティア連絡協議会 (副委員長) |
| 4      | 近藤 みつる | 千葉市民生委員児童委員協議会        |
| 5      | 齋藤 全右  | 千葉市社会福祉協議会幸町2丁目地区部会   |
| 6      | 佐藤 悟朗  | 株式会社ケアグリーン            |
| 7      | 清水 直子  | セイワ美浜介護老人福祉施設         |
| 8      | 鈴木 重夫  | 千葉市社会福祉協議会稲毛海岸地区部会    |
| 9      | 高橋 孝介  | 公募                    |
| 10     | 鳥越 將功  | 美浜区町内自治会連絡協議会         |
| 11     | 長岡 正明  | 美浜区町内自治会連絡協議会         |
| 12     | 中村 政子  | 障害者支援施設 ディアフレンズ美浜     |
| 13     | 成田 英雄  | 千葉市社会福祉協議会真砂地区部会      |
| 14     | 新山 榮子  | 千葉市社会福祉協議会高洲高浜地区部会    |
| 15     | 蜷川 尚   | 千葉市社会福祉協議会幸町1丁目地区部会   |
| 16     | 平島 弘二  | 美浜区老人クラブ連合会           |
| 17     | 平野 悦子  | 千葉市社会福祉協議会幕張西地区部会     |
| 18     | 別所 康宏  | 千葉市社会福祉協議会磯辺地区部会      |
| 19     | 堀内 孝次  | 美浜区町内自治会連絡協議会         |
| 20     | 松尾 善子  | 千葉市民生委員児童委員協議会        |
| 21     | 村社 和雄  | 公募                    |
| 22     | 吉野 昌子  | 千葉市身体障害者福祉団体連合会       |

## 町丁別人口－高齢化率順－（平成22年9月30日住民基本台帳＋外国人登録人口、人口500人以上）

| 町丁名     | 高齢化率  | 後期高齢者人口構成比 | 年少人口構成比 | 人口      | 年少0-14  | 生産年齢15-64 | 高齢者65-  | 後期高齢者75- | 平均年齢 |
|---------|-------|------------|---------|---------|---------|-----------|---------|----------|------|
|         |       |            |         |         |         |           |         |          |      |
| 千葉市     | 20.0% | 7.8%       | 13.8%   | 958,457 | 132,536 | 634,608   | 191,313 | 74,580   | 43.1 |
| 中央区     | 19.8% | 8.8%       | 12.9%   | 197,788 | 25,513  | 133,203   | 39,072  | 17,480   | 43.0 |
| 花見川区    | 21.1% | 8.0%       | 12.9%   | 180,194 | 23,318  | 118,852   | 38,024  | 14,474   | 43.9 |
| 稲毛区     | 19.8% | 8.0%       | 13.6%   | 156,804 | 21,275  | 104,544   | 30,985  | 12,470   | 43.0 |
| 若葉区     | 24.2% | 9.4%       | 12.7%   | 151,424 | 19,183  | 95,644    | 36,597  | 14,177   | 45.3 |
| 緑区      | 16.2% | 6.4%       | 16.8%   | 121,869 | 20,466  | 81,695    | 19,708  | 7,735    | 40.6 |
| 美浜区     | 17.9% | 5.5%       | 15.1%   | 150,378 | 22,781  | 100,670   | 26,927  | 8,244    | 42.2 |
| 磯辺3丁目   | 37.4% | 8.3%       | 8.8%    | 1,854   | 163     | 997       | 694     | 154      | 51.4 |
| 磯辺7丁目   | 36.0% | 9.8%       | 6.9%    | 1,398   | 96      | 799       | 503     | 137      | 53.1 |
| 高浜6丁目   | 33.7% | 7.9%       | 5.9%    | 898     | 53      | 542       | 303     | 71       | 52.3 |
| 高浜5丁目   | 32.9% | 8.5%       | 8.8%    | 1,052   | 93      | 613       | 346     | 89       | 51.2 |
| 磯辺1丁目   | 32.4% | 10.5%      | 12.2%   | 2,053   | 251     | 1,137     | 665     | 215      | 48.6 |
| 幕張西3丁目  | 32.0% | 8.0%       | 9.9%    | 1,804   | 179     | 1,048     | 577     | 144      | 48.9 |
| 磯辺8丁目   | 28.0% | 7.8%       | 7.6%    | 708     | 54      | 456       | 198     | 55       | 50.9 |
| 幕張西1丁目  | 25.8% | 8.2%       | 13.2%   | 1,679   | 221     | 1,025     | 433     | 138      | 44.9 |
| 磯辺4丁目   | 25.3% | 6.9%       | 12.7%   | 1,951   | 248     | 1,210     | 493     | 134      | 46.4 |
| 磯辺6丁目   | 25.1% | 6.2%       | 9.9%    | 2,935   | 291     | 1,906     | 738     | 182      | 47.6 |
| 稲毛海岸3丁目 | 24.9% | 9.4%       | 12.4%   | 1,771   | 220     | 1,110     | 441     | 167      | 44.7 |
| 真砂1丁目   | 24.5% | 6.2%       | 10.7%   | 2,597   | 278     | 1,683     | 636     | 161      | 46.9 |
| 真砂3丁目   | 24.5% | 7.4%       | 9.3%    | 4,981   | 464     | 3,299     | 1,218   | 371      | 46.8 |
| 幕張西2丁目  | 23.3% | 7.8%       | 16.0%   | 1,663   | 266     | 1,009     | 388     | 129      | 43.4 |
| 真砂2丁目   | 22.4% | 7.3%       | 12.6%   | 6,856   | 864     | 4,456     | 1,536   | 500      | 44.7 |
| 幸町2丁目   | 22.3% | 6.9%       | 11.6%   | 13,262  | 1,543   | 8,764     | 2,955   | 919      | 44.7 |
| 稲毛海岸4丁目 | 22.2% | 8.8%       | 10.0%   | 1,167   | 117     | 791       | 259     | 103      | 46.0 |
| 高浜4丁目   | 22.1% | 4.9%       | 10.5%   | 4,334   | 455     | 2,923     | 956     | 212      | 46.2 |
| 幕張西6丁目  | 21.7% | 5.4%       | 13.1%   | 1,034   | 135     | 675       | 224     | 56       | 44.8 |
| 稲毛海岸1丁目 | 20.9% | 9.1%       | 15.1%   | 1,434   | 217     | 918       | 299     | 131      | 41.7 |
| 高洲1丁目   | 20.8% | 7.7%       | 12.7%   | 4,154   | 528     | 2,764     | 862     | 321      | 44.0 |
| 高洲2丁目   | 20.6% | 6.4%       | 10.2%   | 9,267   | 942     | 6,417     | 1,908   | 592      | 44.9 |
| 真砂5丁目   | 20.3% | 7.0%       | 13.0%   | 6,700   | 869     | 4,470     | 1,361   | 472      | 43.5 |
| 真砂4丁目   | 20.0% | 5.8%       | 9.2%    | 3,994   | 366     | 2,828     | 800     | 231      | 45.9 |
| 幸町1丁目   | 19.1% | 6.3%       | 14.1%   | 8,286   | 1,167   | 5,537     | 1,582   | 519      | 42.5 |
| 磯辺5丁目   | 18.7% | 4.9%       | 12.9%   | 6,549   | 848     | 4,477     | 1,224   | 321      | 44.7 |
| 磯辺2丁目   | 18.0% | 11.6%      | 20.3%   | 783     | 159     | 483       | 141     | 91       | 41.7 |
| 稲毛海岸2丁目 | 16.3% | 5.3%       | 14.5%   | 732     | 106     | 507       | 119     | 39       | 42.6 |
| 高浜3丁目   | 16.2% | 3.3%       | 12.5%   | 2,719   | 341     | 1,938     | 440     | 90       | 43.8 |
| 高洲4丁目   | 15.5% | 5.4%       | 13.3%   | 3,686   | 489     | 2,626     | 571     | 199      | 41.7 |
| 高洲3丁目   | 15.4% | 5.3%       | 14.5%   | 10,505  | 1,522   | 7,360     | 1,623   | 555      | 41.9 |
| 高浜1丁目   | 15.1% | 4.7%       | 16.7%   | 6,106   | 1,019   | 4,162     | 925     | 286      | 40.4 |
| 幕張西5丁目  | 13.5% | 5.6%       | 13.3%   | 661     | 88      | 484       | 89      | 37       | 40.9 |
| 稲毛海岸5丁目 | 8.6%  | 2.1%       | 25.4%   | 895     | 227     | 591       | 77      | 19       | 34.3 |
| 打瀬2丁目   | 5.6%  | 1.8%       | 21.8%   | 8,919   | 1,942   | 6,481     | 496     | 157      | 35.5 |
| 新港      | 5.3%  | 1.4%       | 19.8%   | 1,187   | 235     | 889       | 63      | 17       | 33.6 |
| 打瀬1丁目   | 4.6%  | 1.3%       | 28.7%   | 9,162   | 2,625   | 6,117     | 420     | 122      | 32.9 |
| 打瀬3丁目   | 4.1%  | 1.3%       | 29.2%   | 5,414   | 1,583   | 3,609     | 222     | 71       | 31.9 |
| 浜田1丁目   | 2.9%  | 0.8%       | 30.9%   | 3,462   | 1,069   | 2,293     | 100     | 26       | 29.3 |
| 幕張西4丁目  | 2.3%  | 0.8%       | 28.5%   | 1,312   | 374     | 908       | 30      | 10       | 29.4 |

5歳階級別町丁別人口構成グラフ（高齢化率・年少人口構成比率、最大地区）



- 1 高齢化率の最大地区 磯辺3丁目（37・4%）  
人口構成は、65～69才にピークがあります。
- 2 年少人口構成比の最大地区 浜田1丁目（30・8%）  
人口構成は、35～39才、0～4才にピークがあります。

## 高齢者や障害者等の状況

|                 | 千葉市     |        | 美浜区     |        | 備考                   |
|-----------------|---------|--------|---------|--------|----------------------|
|                 | 人数      | 構成率    | 人数      | 構成率    |                      |
| 総人口             | 958,457 | 100.0% | 150,378 | 100.0% | 平成 22 年 9 月 30 日登録人口 |
| 高齢者(65 歳以上)     | 191,313 | 20.0%  | 26,927  | 17.9%  |                      |
| 後期(75 歳以上)      | 74,580  | 7.8%   | 8,244   | 5.5%   |                      |
| 世帯数             | 419,892 | 100.0% | 63,444  | 100.0% | 平成 17 年 10 月 1 日国勢調査 |
| 65歳以上高齢単身世帯     | 23,497  | 5.6%   | 3,559   | 5.6%   |                      |
| 75歳以上高齢単身世帯     | 10,132  | 2.4%   | 1,353   | 2.1%   |                      |
| 要支護・要介護高齢者      | 27,074  | 2.8%   | 2,823   | 1.9%   | 平成 22 年 3 月 31 日     |
| 要支援             | 7,977   | 0.8%   | 946     | 0.6%   |                      |
| 要介護1            | 4,635   | 0.5%   | 478     | 0.3%   |                      |
| 要介護2            | 4,492   | 0.5%   | 463     | 0.3%   |                      |
| 要介護3            | 3,632   | 0.4%   | 336     | 0.2%   |                      |
| 要介護4            | 3,420   | 0.4%   | 315     | 0.2%   |                      |
| 要介護5            | 2,918   | 0.3%   | 285     | 0.2%   |                      |
| 身体障害者・児         | 28,737  | 3.0%   | 3,833   | 2.5%   |                      |
| 肢体不自由           | 15,755  | 1.6%   | 2,072   | 1.4%   |                      |
| 視覚障害            | 1,920   | 0.2%   | 229     | 0.2%   |                      |
| 聴覚障害            | 1,980   | 0.2%   | 253     | 0.2%   |                      |
| 音声・そしゃく・言語機能障害  | 375     | 0.0%   | 47      | 0.0%   |                      |
| 内部障害            | 8,707   | 0.9%   | 1,232   | 0.8%   |                      |
| 知的障害児・者         | 4,654   | 0.5%   | 639     | 0.4%   | 平成 22 年 10 月 31 日    |
| 精神障害者           | 3,518   | 0.4%   | 486     | 0.3%   |                      |
| 難病患者(治療研究費受給者数) | 5,276   | 0.6%   | 824     | 0.5%   | 平成 22 年 9 月 30 日     |
| 外国人             | 22,661  | 2.4%   | 6,102   | 4.1%   | 平成 22 年 11 月 1 日     |
| 保育所入所児童         | 11,883  | 1.2%   | 2,590   | 1.7%   | 平成 22 年 3 月 31 日     |
| 母子家庭世帯数         | 8,543   | 0.9%   | 972     | 0.6%   | 平成 22 年 8 月 31 日     |
| ホームレス           | 61      | 0.0%   | 20      | 0.0%   | 平成 22 年 8 月 1 日      |
| 生活保護受給者         | 15,967  | 1.7%   | 1,046   | 0.7%   | 平成 22 年 12 月 1 日     |
| 民生委員・児童委員定数     | 1,467   | -      | 200     | -      | 平成 22 年 4 月 1 日      |
| 町内自治会加入世帯       | 293,391 | -      | 45,221  | -      | 平成 22 年 11 月         |
| 社会福祉協議会会員数      | 183,482 | -      | 27,579  | -      | 平成 22 年 4 月 1 日      |
| 老人クラブ加入者数       | 16,642  | -      | 2,874   | -      | 平成 22 年 9 月 30 日     |
| 自主防災組織加入世帯      | 266,100 | -      | 50,098  | -      | 平成 22 年 11 月         |
| ボランティア登録者       | 3,323   | -      | 566     | -      |                      |

## 「地域福祉に関する」インターネットモニターアンケート調査結果

|                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 1 アンケート調査名       | 地域福祉に関するアンケート                  |
| 2 アンケート調査期間      | 平成22年2月10日 午前9時<br>～2月17日 午前4時 |
| 3 アンケート調査対象モニター数 | 2,040人                         |
| 4 アンケート調査回答モニター数 | 959人 (回答率 47%)                 |

※割合(%)は複数選択の設問や、小数点第2位以下四捨五入のため、割合の合計が100%にならない場合があります。

Q1：地域福祉に関しておたずねします。

お住まいの地域では、どのような身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）が行われていますか。（いくつでも）

|                                    |     |       |
|------------------------------------|-----|-------|
| 身近な地域情報の整理と提供（福祉情報マップの作成など）        | 108 | 7.0%  |
| ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手              | 103 | 6.7%  |
| 地域内の防犯パトロール                        | 571 | 37.1% |
| 家事手伝い（ごみ出し、庭木の手入れ）・簡単な大工仕事や家財道具の修理 | 91  | 5.9%  |
| 病院など外出時の付き添い                       | 44  | 2.9%  |
| 買い物の代行                             | 51  | 3.3%  |
| 子育てサロンや育児サークル                      | 280 | 18.2% |
| その他の活動                             | 88  | 5.7%  |
| 行われていない                            | 202 | 13.1% |

Q2：お住まいの地域で、身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）を行っている人たちは、どのような方ですか。（いくつでも）

|           |     |       |
|-----------|-----|-------|
| 近所の人      | 247 | 15.1% |
| 友人・知人     | 83  | 5.1%  |
| 民生委員・児童委員 | 268 | 16.4% |
| 町内会・自治会   | 477 | 29.1% |
| 老人会・老人クラブ | 120 | 7.3%  |

|                |     |       |
|----------------|-----|-------|
| 千葉市社会福祉協議会地区部会 | 113 | 6.9%  |
| ボランティアグループ・NPO | 177 | 10.8% |
| その他            | 153 | 9.3%  |

Q3：ご近所との関係について、望まれる関係はどのようなものですか。

(1つだけ)(入力必須)

|                    |     |       |
|--------------------|-----|-------|
| なんでも相談し、助け合いたい     | 99  | 10.3% |
| 簡単な頼みごとができる関係がよい   | 632 | 65.9% |
| 挨拶する程度でよい          | 222 | 23.1% |
| まったくつき合わずに生活するのがよい | 6   | 0.6%  |

Q4：普段困ったことがおきた場合、手助けを頼みたい相手はどの方でしょうか。

(いくつでも)

|                |     |       |
|----------------|-----|-------|
| 近所の人           | 347 | 17.3% |
| 友人・知人          | 626 | 31.1% |
| 民生委員・児童委員      | 79  | 3.9%  |
| 町内会・自治会        | 113 | 5.6%  |
| 老人会・老人クラブ      | 11  | 0.5%  |
| 千葉市社会福祉協議会地区部会 | 71  | 3.5%  |
| ボランティアグループ・NPO | 81  | 4.0%  |
| 身内(同居以外)       | 638 | 31.7% |
| その他            | 44  | 2.2%  |

Q5：支援を必要とする方のために、地域福祉活動を行うことができますか。

(1つだけ)(入力必須)

|                       |     |       |
|-----------------------|-----|-------|
| すでに活動に参加している          | 58  | 6.0%  |
| 今後、参加したいと思っている        | 81  | 8.4%  |
| 時間に余裕があれば参加したい        | 320 | 33.4% |
| 交通費など実費が出れば参加したい      | 56  | 5.8%  |
| 実費に加え、少額でも報酬があれば参加したい | 125 | 13.0% |
| 関心があるが、どうしたらよいかわからない  | 250 | 26.1% |
| 関心がない                 | 69  | 7.2%  |

Q6：どのような支援ができますか。(いくつでも)

|                                    |     |       |
|------------------------------------|-----|-------|
| 身近な地域情報の整理と提供（福祉情報マップの作成など）        | 243 | 12.0% |
| ひとり暮らしのお年寄りの安否確認や話し相手              | 281 | 13.8% |
| 地域内の防犯パトロール                        | 409 | 20.1% |
| 家事手伝い（ごみ出し、庭木の手入れ）・簡単な大工仕事や家財道具の修理 | 206 | 10.1% |
| 病院など外出時の付き添い                       | 149 | 7.3%  |
| 買い物の代行                             | 273 | 13.4% |
| 子育てサロンや育児サークルの手伝い                  | 219 | 10.8% |
| その他の支援                             | 153 | 7.5%  |
| できない                               | 98  | 4.8%  |

Q7：身近な支え合い・助け合いの活動（地域福祉活動）が地域に浸透するにはどのような事が必要ですか。また、どのような支援が必要ですか。

（自由記述）512文字まで。

※回答概要

上記設問に関し多種多様な回答が寄せられました。自由記述のため回答内容は一律ではありませんが、現計画に記載の「施策の方向」との関連性を基に分類したところ、その結果は次表のとおりです。

| 施 策 の 方 向               | 件 数 |
|-------------------------|-----|
| 1 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる   | 85  |
| 2 相談しやすい体制をつくる          | 12  |
| 3 身近な居場所を確保する           | 14  |
| 4 多様な交流の機会を増やす          | 173 |
| 5 社会参加の機会を増やす           | 5   |
| 6 住民自ら活動に取り組む           | 68  |
| 7 地域の団体・グループ活動を活発化する    | 5   |
| 8 身近なささえあいの仕組みをつくる      | 48  |
| 9 安心して暮らせるまちを創る         | 12  |
| 10 さまざまな団体・組織の活動の輪をひろげる | 34  |
| 11 地域福祉を担う人の資質を高める      | 1   |
| 12 福祉の心をはぐくむ            | 68  |
| 13 その他                  | 91  |
| 合 計                     | 616 |

(主な内容)

- ア 各地域における住民同士の繋がりを深めることが重要である。
- イ そのためには各種催しを開催し、コミュニケーションを深めることが重要である。
- ウ ボランティア活動に関する情報がほとんど周知されておらず、広報の充実強化が必要である。
- エ ボランティア活動においては、多少の謝礼を支払う方が、気軽に依頼できより活発になる。

## パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。パブリックコメントは、重要な施策の意思決定の過程における透明性の向上を図るとともに、市民参加を推進するための手続です。

- 1 意見を募集した施策  
第2期地域福祉計画（市、各区）（案）
- 2 意見募集期間  
平成23年1月15日（日）から2月14日（月）まで
- 3 提出方法  
郵送、ファクシミリ、電子メール 及び持参
- 4 募集結果  
市計画および他区の計画について、何件かの意見があったが、美浜区計画についての意見は無かった。

## 今後の取組一覧表

| NO        | 取組名称  | 頁  |
|-----------|---|----|
| <b>1</b>  | <b>地域の世話役づくり</b>  | 23 |
| (1)       | 新しい近隣づくり活動(日頃から、あいさつに心がけ、近隣とのコミュニケーションから始めよう。)              | 25 |
| (2)       | 中学校区を中心に、地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化(地域の現状把握と活動充実)                 | 25 |
| <b>2</b>  | <b>安心見守り体制の構築</b>   | 26 |
| (3)       | 地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築                               | 27 |
| (4)       | 学校と地域が連携した防災訓練の実施   | 30 |
| (5)       | 災害発生時の地域での対応マニュアル整備   | 31 |
| <b>3</b>  | <b>町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援</b>                        | 31 |
| (6)       | 地域のみんなで連携し、中学校区を単位とした「(仮称)地域福祉まちづくり会議」の設置                   | 32 |
| (7)       | 地域の課題をコミュニティビジネスで解決できないか取り組んでみましょう。                         | 34 |
| <b>4</b>  | <b>情報発信の強化</b>  | 36 |
| (8)       | 地域のだれもが身近で得られる情報の発信   | 37 |
| (9)       | 地域のだれもがわかる情報の発信   | 39 |
| <b>5</b>  | <b>身近な相談者の確保</b>  | 39 |
| (10)      | 日頃から、地域にどんな支援の必要な人がいるか、また、どんな相談窓口があるか知っておこう。                | 40 |
| (11)      | 民生委員・児童委員と地域で取り組まれている「助け合い活動」などとの連携を図る。                     | 41 |
| (12)      | 安心ケアセンターの利用促進(出張相談の利用と充実)                                   | 41 |
| <b>6</b>  | <b>居場所、交流の場づくり</b>  | 43 |
| (13)      | 小中学校の余裕教室・空き教室活用  | 45 |
| (14)      | フリースペースの設置場所の確保と運営管理体制の検討                                   | 46 |
| (15)      | 町内自治、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用                                     | 48 |
| (16)      | 空き店舗や、店舗の客入りの閑散な営業時間帯を活用したコミュニティスペースの提供と商店街の活性化             | 48 |
| <b>7</b>  | <b>地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保</b>                                | 49 |
| (17)      | 障害者や高齢者の地域での交流促進による自立促進(雇用促進)                               | 49 |
| (18)      | 近所に、何でも相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。                                | 50 |
| <b>8</b>  | <b>災害時における要援護者への避難支援</b>                                    | 51 |
| (19)      | 障害者・要援護者等の避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり                               | 52 |
| <b>9</b>  | <b>交通手段の充実</b>  | 53 |
| (20)      | 地域での送迎ボランティアや福祉輸送の推進  | 53 |
| <b>10</b> | <b>社会福祉協議会の利用促進</b>   | 55 |
| (21)      | 日常生活自立支援事業の利用促進   | 56 |
| (22)      | 成年後見制度の利用促進   | 57 |
| <b>11</b> | <b>「福祉意識の醸成」・「人権意識確立」</b>                                   | 57 |
| (23)      | 誰もが隔てなく暮らせるまちづくり  | 58 |
| (24)      | 地域で高齢者虐待や児童虐待を予防  | 59 |
| (25)      | 福祉教育の実践   | 60 |
| <b>12</b> | <b>ボランティアセンターの活用促進</b>                                      | 61 |
| (26)      | 美浜区ボランティアセンターを活用したボランティア活動への参加推進                            | 64 |
| (27)      | 研修の実施などによるボランティアの養成と地域人材の活用<br>(自分の力や特技を、地域のボランティア活動に生かそう。) | 64 |

## 第2期美浜区地域福祉計画

発行 平成23年3月  
編集・発行 美浜保健福祉センター 高齢障害支援課  
〒261-8581  
千葉県美浜区真砂5-15-2  
電話 043-270-3505  
FAX 043-270-3281  
電子メール koreishogai.MIH@city.chiba.lg.jp

